

# 景品表示法における 違反事例集

消費者庁表示対策課

平成 28 年 2 月

# 内容

第1 はじめに .....	3
第2 不当な表示の禁止に関する概要 .....	3
1 不当な表示の禁止に関する基本的な考え方 .....	3
2 対象となる者 .....	4
3 対象となる表示 .....	4
4 優良誤認表示 .....	5
(1) 本法第5条（第4条第1項）第1号 .....	5
(2) 本法第7条（第4条）第2項 .....	6
5 有利誤認表示 .....	6
(1) 本法第5条（第4条第1項）第2号 .....	6
(2) 二重価格表示 .....	6
6 誤認されるおそれのある表示 .....	7
(1) 本法第5条（第4条第1項）第3号 .....	7
(2) 現行の指定告示 .....	7
7 違反行為に対する措置 .....	7
第3 違反事例 .....	9
1 措置命令一覧表（平成22年度～平成26年度） .....	10
2 平成24年4月以降の主な事例 .....	48
(1) 本法第5条（第4条第1項）第1号に関する違反事例 .....	48
(2) 本法第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号に関する違反事例 .....	62
(3) 本法第5条（第4条第1項）第2号に関する違反事例 .....	70
(4) 本法第5条（第4条第1項）第3号に関する違反事例 .....	78
第4 主なガイドライン一覧 .....	81
1 本法第5条（第4条第1項）第1号関係 .....	81
2 本法第5条（第4条第1項）第2号関係 .....	81
3 本法第5条（第4条第1項）第3号関係 .....	81
(1) 無果汁の清涼飲料水等についての表示に関するもの .....	81
(2) 商品の原産国に関する不当な表示に関するもの .....	81
(3) 消費者信用の融資費用に関する不当な表示に関するもの .....	81
(4) 不動産のおとり広告に関する表示に関するもの .....	82
(5) おとり広告に関する表示に関するもの .....	82
(6) 有料老人ホームに関する不当な表示に関するもの .....	82
4 本法第7条（第4条）第2項関係 .....	82
5 本法第8条関係 .....	82
6 上記以外の主なガイドライン .....	82

注：本違反事例集における条文については平成 26 年 11 月の不当景品類及び不当表示防止法（以下「本法」という。）の改正を反映したものを基本とし、現行条文（平成 26 年 12 月 1 日に施行された同年 6 月改正後の本法の条文をいう。）があるものについてはそれを括弧内に記載することとする。

## 第1 はじめに

事業者は、事業活動の一環として自己の供給する商品・役務を訴求するため、その内容や取引条件等について様々な表示をしている。しかし、例えば、商品・役務の品質や価格について、実際のものよりも著しく優良、又は有利であると誤認される表示が行われると、一般消費者の適正な商品・役務の選択が妨げられることになる。

このため、本法は、「商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」を目的として（本法第1条）、不当な表示を禁止している（本法第5条（第4条第1項））。

そして、事業者が不当な表示をする行為をした場合、消費者庁長官等はその行為の差止めなどを命ずること（措置命令）ができる（本法第7条第1項（第6条））とともに、平成28年4月1日以降、本法第5条（第4条第1項）第3号に該当する表示に係るもの除き、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならない（課徴金納付命令（本法第8条第1項本文））。

このように、本法の不当な表示の禁止は、事業者の事業活動に影響を与えるものであるため、事業者の予見可能性を確保する観点から、本書は不当な表示の禁止に関する概要及び本法違反となる不当な表示があったとして平成22年4月から平成27年3月までの間に消費者庁長官が措置命令を発し、取消しの訴えの出訴期間が経過した事例（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）を取りまとめたものである（具体的な表示例を掲載した事例は平成24年4月から平成27年3月までのものに限っている。）。

なお、実際の表示が本法に違反するかどうかについては、表示上の特定の文言等のみからだけでなく、実際の表示全体から一般消費者が受ける印象と実際との差を個別に判断されることに留意する必要がある。

## 第2 不当な表示の禁止に関する概要

### 1 不当な表示の禁止に関する基本的な考え方

本法の不当な表示の禁止に関する規制は、事業者が顧客を誘引するために行う広告や宣伝などの表示について、原則は自由であるとしつつ、実際のものと異なり、それによって一般消費者に誤認を与える表示、すなわち、一般消費者がその表示から受けた印象・認識とは異なり、実際には、表示されているほど良いものでもお得でもなかったというような、一般消費者に誤認される表示を禁止するものである。

このため、事業者としては、不当な表示をしないようにするためにには、自己の供給する商品・役務の需要者と考えられる者（一般消費者）の立場に立って、自己の行う表示全体から一般消費者がどのような印象や認識を持つかを考えた上で、その商品・役務の実際の内容などと比べて、顧客に誤解されないようにする（顧客に誤解されるような誤った情報や大げさな情報は伝えない）ということが基本となる。

また、広告・宣伝の要素を含む表示では、表示対象である商品・役務が消費者から選択されるように、ある程度の誇張がなされることもあるものの、一般消費者もある程度の誇張があることを通常認識していることから、広告・宣伝に通常含まれる程度の誇張があっても、一般消費者の適切な選択を妨げるとは言えない。しかし、この許容される限度を超えるほどに実際のもの等よりも優良又は有利であると表示すれば、一般消費者は、広告・宣伝に通常含まれる程度の誇張を割り引いて判断しても、商品・役務の内容や取引条件が実際のもの等よりも優良又は有利であると誤って認識し（誤認し）、その商品・役務の選択に不当に影響を与えることとなる。このように当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・役務の選択に影響を与える場合が不当な表示となる。

なお、不当な表示の成立に当たっては、不当な表示を行った者の故意・過失は要しない。

## 2 対象となる者

本法の不当な表示の規制対象となる者は、商品・役務を供給する事業者である。

## 3 対象となる表示

本法上の「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示」（本法第2条第4項）であって、次に掲げるものをいう（「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号））。

- ① 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- ② 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

- ③ ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アーバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- ④ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- ⑤ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

このように、事業者が商品・役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が本法の「表示」に該当し、容器や包装上のものだけではなく、パンフレット、説明書面、ポスター、看板、インターネットを始めとして、その範囲は広範に及ぶ。口頭によるものも「表示」に該当する。

不当な表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文言、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。

#### 4 優良誤認表示

##### （1）本法第5条（第4条第1項）第1号

事業者が自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は、優良誤認表示<sup>1</sup>として禁止されている。

本法による不当な表示の規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の適正な商品・役務の選択を確保することを目的として行われるものである。

このため「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かは、業界の慣行や表示を行う事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否か（誤認されるか否か）という観点から判断される。この際、「優良」については、商品・役務の品質等について、科学的・客観的にみて、表示されたものよりも実際のものが上回っているか否かではなく、一般消費者にとって、実際のもの

---

<sup>1</sup> 「良いものですよ」と訴える表示をしているにもかかわらず、実際には表示されているほど良いものではない場合

と異なる当該表示によって、実際のものよりも「優良」であると認識され、誘引されるか否かによって判断される。

## (2) 本法第7条（第4条）第2項

消費者庁長官等は、措置命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官等が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は優良誤認表示とみなされる。

同項の運用については「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（平成15年10月28日公正取引委員会）を参照されたい。

## 5 有利誤認表示

### (1) 本法第5条（第4条第1項）第2号

事業者が自己の供給する商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は、有利誤認表示<sup>2</sup>として禁止されている。

### (2) 二重価格表示

二重価格表示とは、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示することである。

二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面があるが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、有利誤認表示に該当する。

---

<sup>2</sup> 「お得ですよ」と訴える表示をしているにもかかわらず、実際には表示されているほどお得ではない場合

二重価格表示を中心とする不当な価格表示については、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成 12 年 6 月 30 日公正取引委員会）を参照されたい。

## 6 誤認されるおそれのある表示

### （1）本法第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号

本法第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号又は 2 号に掲げるもの（優良誤認表示・有利誤認表示）のほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの（指定が告示によることから、「指定告示」と呼ばれる。）も不当な表示として禁止されている。

### （2）現行の指定告示

- ・ 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和 48 年公正取引委員会告示第 4 号）
- ・ 商品の原産国に関する不当な表示（昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号）
- ・ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和 55 年公正取引委員会告示第 13 号）
- ・ 不動産のおとり広告に関する表示（昭和 55 年公正取引委員会告示第 14 号）
- ・ おとり広告に関する表示（平成 5 年公正取引委員会告示第 17 号）
- ・ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）

## 7 違反行為に対する措置

消費者庁長官は、本法違反被疑事件に対して調査を行い、違反する行為があるときは、その行為をした事業者に対し、本法第 7 条第 1 項（第 6 条）の規定に基づき、一般消費者に与えた誤認を排除すること、その行為の差止め、再発防止のために必要な事項などを命ずること（措置命令）ができる。措置命令を行った際はその内容を公表する。

平成 28 年 4 月 1 日以降に事業者が不当な表示をする行為をした場合、本法第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号に該当する表示に係るものを除き、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならない（本法第 8 条第 1 項本文）。

なお、措置命令及び課徴金納付命令を行うに当たっては、当該事業者に対し、あらかじめ、書面による弁明、証拠の提出の機会が与えられる。

また、各都道府県においても本法が運用されている。

都道府県知事は、本法に違反する行為があると認めるときは、その行為を行った事業者に対し、本法第7条第1項（第6条）の規定に基づき措置命令ができる。都道府県知事は課徴金納付命令権限を有していないので、課徴金納付命令があることが見込まれる本法違反被疑事件については、消費者庁が単独で、又は消費者庁と都道府県が共同して（都道府県は措置命令に関する事実を、消費者庁は課徴金納付命令に関する事実を）調査の上、所定の要件を満たした場合、消費者庁長官が課徴金納付命令を行うこととなる。

### **第3 違反事例**

以下では、平成22年4月から平成27年3月までの間に消費者庁長官が措置命令を発し、取消しの訴えの出訴期間が経過した事例（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）を商品・役務ごと及び適用法条ごとに記載するとともに、平成24年4月以降の主な事例について実際の表示を記載する。

なお、匿名性及び分かりやすさの観点から実際の措置命令の記載内容とは異なる記載がある。

## 1 措置命令一覧表（平成 22 年度～平成 26 年度）

### 【食品】

措置命令日	対象商品又は役務 表示媒体	表示	実際	違反法条	URL
平成 22 年 4 月 8 日	牛の内臓を袋詰めした商品	「宮崎牛ホルモン」、「宮崎牛ホルモンmix」等と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、対象商品には宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示	「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、対象商品に用いていた牛の内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が 3 等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められたものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100408premiums1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100408premiums1.pdf</a>
	牛もつ鍋材料の詰め合わせ商品 包装袋に貼付したシール ウェブサイト				
平成 22 年 10 月 13 日	焼き菓子 包装紙	「あきたこまち米使用純米クッキー」、「コシヒカリ純米クッキー」と記載することにより、あたかも、主原料として「あきたこまち」又は「こしひかり」と称する品種の米穀が使用されているかのように示す表示	対象商品の主原料は小麦粉であり、米については「あきたこまち」又は「こしひかり」と称する品種の米穀の粉末は極めて少量しか使用されていないものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101013premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101013premiums_1.pdf</a>
平成 22 年 11 月 30 日	サザエ チラシ	「島根県産他国内産」と記載することにより、あたかも、対象商品の原産国が日本であるかのように表示	対象商品の原産国は日本以外の国であった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号（商品の原産国に関する不当な表示）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101130premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101130premiums_1.pdf</a>
平成 22 年 12 月 8 日	特別栽培米 包装袋	「化学肥料（窒素成分）栽培期間中不使用」と記載することにより、あたかも、育苗を含む	育苗培土には、窒素成分を含む化学肥料を使用していた。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101208premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/101208premiums_1.pdf</a>

		生産過程等において窒素成分を含む化学肥料を全く使用していないかのように示す表示			<a href="#">emiums_1.pdf</a>
平成 23年 2月 4日	スーパーで販売する食料品  チラシ	実際の販売価格に「当店価格」と称する比較対照価格を併記することにより、あたかも、実際の販売価格が比較対照価格に比して安いかのように表示	「当店価格」と称する比較対照価格は、実際に販売する予定の又は販売されていた対象商品の価格ではなかった。	第5条（第4条第1項）第2号（有利誤認）	<a href="#">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110204premiums_1.pdf</a> <a href="#">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110204premiums_2.pdf</a>
平成 23年 2月 22日	'おせち'と称する加工食品  ウェブサイト	'キャビア'、「焼き蛤」等を「メニュー内容」として記載することにより、あたかも、対象商品に「メニュー内容」記載の食材が入っているかのように示す表示	キャビアではなくランプフィッシュの卵を入れるなど、対象商品に「メニュー内容」記載の食材とは異なるものを入れていた。また、焼き蛤は入れていなかった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="#">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110222premiums_1.pdf</a>
		「通常価格（税込）21,000円 割引率50% OFF 割引額10,500円」と、「割引額」と称する実際の販売価格に「通常価格」と称する比較対照価格を併記することにより、あたかも、実際の販売価格が比較対照価格に比して安いかのように表示	「通常価格」と称する比較対照価格は架空のものであった。	第5条（第4条第1項）第2号（有利誤認）	
平成 23年 3月 3日	牛肉加工食品  商品説明書  カタログ  ウェブサイト	'ランクA4以上の高級黒毛和牛 焼肉セット'、「国内産のA4・5の黒毛和牛のみを使用しました」等と記載す	対象商品に用いられていた牛肉の大部分がA4又はA5等級以外の格付がなされた牛肉であった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="#">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110303premiums_1.pdf</a>

	ト	することにより、あたかも、対象商品にはA4又はA5等級の格付がなされた牛肉のみが用いられているかのように示す表示			
平成23年3月10日	はちみつ 商品ラベル	「原材料名／蜂蜜（国産）」等と記載することにより、あたかも、対象商品の内容物は国産のはちみつであるかのように示す表示	対象商品の内容物は過半が国産以外のはちみつであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110310premiums_1s.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110310premiums_1s.pdf</a>
平成23年6月14日	食用塩 商品ラベル ウェブサイト	「最初から最後まで塩田で天日の力を使い、結晶させた完全天日塩です。」、「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」等と記載することにより、あたかも、対象商品が凝固防止剤を使用していない天日塩であるかのように示す表示	対象商品は天日蒸発による海塩を溶解して洗浄した後、釜で乾燥させたものであり、天日塩とはいえないものであった。また、凝固防止剤が添加されているものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110614premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110614premiums_1.pdf</a>
平成23年9月9日	干しそば 包装紙 商品ラベル	「自然芋そば」、「深山に自生する山芋は粘り強くて器量良し」等と記載することにより、あたかも、対象商品に山野に自生する自然薯を相当程度使用しているかのように示す表示	対象商品に使用している自然薯の粉末は、極めて少量（配合割合約0.019%）であり、かつ、当該粉末は、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110909premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110909premiums_1.pdf</a>
平成23年11月25日	痩身効果を標ぼうする食品 ウェブサイト	「余分なブヨブヨを燃やして流す！Wのパワー！」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで容易に著しい痩身効	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111125premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111125premiums_1.pdf</a>

		果を得られるかのよう に示す表示	提出されたが、当該資 料は当該表示の裏付 けとなる合理的な根 拠を示すものとは認め られないものであ った。		
		実際の販売価格に「通 常販売価格」と称する 比較対照価格を併記す ることにより、あたかも、 実際の販売価格が 比較対照価格に比して 安いかのように表示	「通常販売価格」と称 する比較対照価格は 実際に販売した実績 のない価格であった。	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	
平成 24年 9月 28日	天然はちみ つ	「いわて・もりおか」等 の日本国内の地名等を 記載することにより、 あたかも、対象商品の 原産国が日本であるか のように表示  (後記78頁参照)	対象商品は国内で採 蜜された天然はちみ つに日本以外の国で 採蜜された天然はち みつを混合したもの であった。	第5条（第4 条第1項）第 3号（商品の 原産国に関する 不當な表 示）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120928premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120928premiums_2.pdf</a>
平成 24年 12月 20日	ペットボト ル入り飲料 水	「高品質な水を所有し ている、●株式会社へ、 飲料として世界で初め て、国連のロゴマーク を商品ラベルにオンリ ーワン（世界で●株式 会社のみ）の証として 使用許可を頂きました。」 等と記載すること により、あたかも、国際 連合が対象商品の品質 について高く評価し、 かつ、そのため、国際連 合が国際連合認定ロゴ マークの使用を許可し たかのように示す表示	国際連合が、対象商品 の品質について高く 評価した事実はなく、 国際連合認定ロゴマ ークの使用許可を行 った事実もなかった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121220premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121220premiums_1.pdf</a>
平成 25年	痩身効果を 標ぼうする	「私たちはたった1粒 飲んで 楽ヤセしまし	本法第7条（第4条） 第2項の規定に基づ	第7条（第4 条）第2項、第	<a href="http://www.caa.go.jp/re">http://www.caa.go.jp/re</a>

9月 13日	食品 チラシ ウェブサイ ト	た！！」、「食べたカロリー・溜まったカロリーなかったことに」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示	き、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	5条（第4条 第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_1.pdf">äsentation/pdf/130913premiums_1.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_2.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130913premiums_3.pdf</a>
平成 25年 12月 5日	痩身効果を 標ぼうする 食品	「寝ている間に勝手に ダイエット！？」、「寝る前に飲むだけで努力 なし！？」等と記載すことにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示	本法第7条（第4条 第2項の規定に基づ き、当該表示の裏付け となる合理的な根拠 を示す資料の提出を 求めたところ、資料が 提出されたが、当該資 料は当該表示の裏付 けとなる合理的な根 拠を示すものとは認 められないものであ った。	第7条（第4 条）第2項、第 5条（第4条 第1項）第1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131205premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131205premiums_2.pdf</a>
	チラシ 雑誌、フリ 一ペーパー に掲載した 広告 ウェブサイ ト	「ポリフェノール含有 日本一のお茶※1」、「 ※1. 国民生活セン ターポリフェノール含 有食品 358 銘柄商品テ スト結果レポートよ り」等と記載すること により、あたかも、独立 行政法人国民生活セン ターによる試験の結 果、対象商品がポリフ ェノール含有量日本一 のお茶であると認めら	独立行政法人国民生 活センターが対象商 品のポリフェノール 含有量について試験 を行った事実はなか った。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131210premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131210premiums_1.pdf</a>

		れたかのように示す表示 (後記 53 頁参照)			
平成 25 年 12 月 19 日	「おせち料 理」と称す る商品  チラシ	「車海老」、「からすみ 松葉」と記載すること により、あたかも、対象 商品にクルマエビやか らすみを使用している かのように示す表示	対象商品にクルマエ ビやからすみより安 価で取引されている ブラックタイガーや タラ及びサメの卵等 から作られる加工食 品を使用していた。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</a>
平成 26 年 1 月 21 日	愛知県西尾 市一色町産 のうなぎ及 び同うなぎ を用いたう なぎ蒲焼  チラシ テレビコマ ーシャル ウェブサイ ト	「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼」等と記載 することにより、あた かも、対象商品を販売 することができるかの ように表示  (後記 79 頁参照)	愛知県西尾市一色町 産のうなぎを仕入れ ておらず、対象商品の 全部について取引に 応じることができな いものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号（おとり 広告）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140121premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140121premiums_1.pdf</a>
平成 26 年 6 月 13 日	痩身効果を 標ぼうする 食品  ウェブサイ ト	「今までのダイエット サプリでは実現出来な かった『普段の食事ダ イエット』を実現。」等 と記載することによ り、あたかも、対象商品 を摂取するだけで、特 段の運動や食事制限を することなく容易に著 しい痩身効果が得られ るかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条） 第 2 項の規定に基づ き、当該表示の裏付け となる合理的な根拠 を示す資料の提出を 求めたところ、資料が 提出されたが、当該資 料は当該表示の裏付 けとなる合理的な根 拠を示すものとは認 められないものであ った。	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条 第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140613premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140613premiums_1.pdf</a>
平成 26 年 7 月 17 日	痩身効果を 標ぼうする 食品  雑誌に掲載 した広告	「飲むだけ簡単！脂肪 燃焼専用サプリ」、「余 分な脂肪は 1 g だって 残さない！」等と記載 することにより、あた	本法第 7 条（第 4 条） 第 2 項の規定に基づ き、当該表示の裏付け となる合理的な根拠 を示す資料の提出を	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条 第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140717premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140717premiums_1.pdf</a>

		かも、対象商品を摂取するだけで、体脂肪を燃焼させ、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示	求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。		
平成 26年 7月 24日	牛肉、豚肉 及び鶏肉  チラシ テレビコマ ーシャル	「毎月 29 日は肉の日！！」、「牛肉が半額！ 当日表示価格より」等の映像及び音声を放送すること等により、あたかも、特定日の売出しにおいては、対象商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示  (後記 75 頁参照)	特定日の売出しにおいて、対象商品の商品パッケージに記載した価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであって、通常時の販売価格の半額ではなかった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140724premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140724premiums_1.pdf</a>
平成 26年 9月 19日	痩身効果を 標ぼうする 食品  ウェブサイ ト	「食べたこと、なかつたコトに！？」、「これらの自然植物が、糖分・脂質・炭水化物のカロリーをサポート。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、食事からのカロリー摂取を阻害し、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140919premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140919premiums_1.pdf</a>
平成 27年 2月 10日	疾病及び老 化の予防効 果を標ぼう する食品  チラシ	「ガンの原因である活性酸素を除去する“プラチナコロイド”配合飲料」、「ガンなどの病気・老化の原因の 80%以上、お肌のシ	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150210premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150210premiums_1.pdf</a>

		ミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、ガン等の疾病及び老化を予防する効果が得られるかのように示す表示	提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。		
平成 27年 2月 17日	痩身効果を 標ぼうする 食品  ラジオ放送	「今日はなんと、食べ過ぎたと思ったその場で飲んで、お茶碗およそ3杯分のご飯の炭水化物をカット。」、「カロリー制限も激しい運動も無しで、ダイエットが目指せますね。」等と放送することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示  (後記68頁参照)	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条）第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150217premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150217premiums_1.pdf</a>

### 【被服品】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	U R L
		表示媒体			
平成 22年 6月 24日	婦人靴	「ムートン」、「素材 羊革」等と記載することにより、あたかも、対象商品の原材料としてムートンが用いられているかのように示す表示	対象商品の原材料として革には牛革が、靴の内側の毛状のものにはアクリル繊維が用いられているものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100624premiums.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100624premiums.pdf</a>
	ウェブサイト				
平成	紳士用シャ	「形態安定」等と記載	対象商品は、形態安定	第5条（第4	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100624premiums.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100624premiums.pdf</a>

23年 2月 24日	ツ 包装袋に貼付されたシール 商品下げ札	することにより、あたかも、対象商品は形態安定加工が施されたものであるかのように示す表示	加工が施されていないものであった。	条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110224premiums_1.pdf">aa.go.jp/representation/pdf/110224premiums_1.pdf</a>
平成 23年 3月 24日	Tシャツ等 商品下げ札 タグ ウェブサイト	「アメリカ製」等と記載することにより、あたかも、対象商品の原産国がアメリカ合衆国であるなど、表示された国が原産国であるかのように表示	対象商品の原産国はアメリカ合衆国以外の国であるなど、表示された国以外が原産国であった。	第5条(第4条第1項) 第3号(商品の原産国に関する不当な表示)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf</a>
平成 23年 3月 30日	女性用シューズ 商品下げ札 ウェブサイト	「W A T E R R E S I S T A N T はっ水素材使用」等と記載することにより、あたかも、対象商品の原材料にはっ水加工が施された皮革が用いられているかのように示す表示	対象商品の原材料には、はっ水加工が施された皮革は用いられていなかった。	第5条(第4条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110330premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110330premiums_1.pdf</a>
平成 23年 7月 26日	スーツ等衣料品 チラシ テレビコマーシャル	「スーツ・コート・ジャケット 全品半額」等と記載することにより、あたかも、店舗で販売されるスーツ・コート・ジャケットの全てが表示価格の半額で販売されるかのように表示	一定金額以上等のスーツ・コート・ジャケットのみ、表示価格の半額で販売されるものであった。	第5条(第4条第1項) 第2号(有利誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110726premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110726premiums_1.pdf</a>
平成 24年 4月 27日	振袖に袋帯、長襦袢等を組み合わせたセット商品 冊子	「コーディネート価格」等と称する実際の販売価格に「標準小売セット価格」等と称する比較対照価格を併記することにより、あたかも、実際の販売価格が比較対照価格に比して安いかのように表示	「標準小売セット価格」等と称する比較対照価格は架空の価格であった。	第5条(第4条第1項) 第2号(有利誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120427premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120427premiums_1.pdf</a>

平成 25年 2月 8日	振袖に袋 帯、長襦袢 等を組み合 わせたセッ ト商品をレ ンタルする 役務	「レンタル振袖6点セ ット」、「レンタル振袖 フルセット」として、レ ンタルによるセット商 品の内容を記載し、「レ ンタルセット価格 178,000円（税込）」及 び「写真のコーディネ ートは参考の一例につ き、セットの内容と異 なる場合がございます。」と記載するととも に、セット商品を着用 したモデルの写真を掲 載することにより、あ たかも、「レンタルセッ ト価格」として記載さ れた金額を支払うこと によって写真と同等の コーディネートに係る セット商品がレンタル できるかのように表示 (後記72頁参照)	写真と同等のコーデ ィネートに係るセッ ト商品をレンタルす るためには、「レンタ ルセット価格」として 記載された金額のほ か、相当程度の費用が 必要となるものであ った。	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums_4.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums_4.pdf</a>
	カタログ	「200cc吸收」、「女性特 有のいきなり大量に出 てしまう失禁や、旅行 中や、安眠を妨げる夜 間の失禁にも」等と記 載することにより、あ たかも、対象商品を着 用することにより、日 常生活において失禁し た場合でも、吸収量と して表示された量まで の尿の量であれば、対 象商品の外側に尿が漏 れ出すことがないかの ように示す表示	対象商品を日常生活 において人が着用し て失禁した場合、表示 された吸収量を相当 程度下回る量で、対象 商品の外側に尿が漏 れ出すと認められる ものであった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140627premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140627premiums_1.pdf</a>

		(後記 56 頁参照)			
--	--	-------------	--	--	--

【住居品】

措置 命令日	対象商品 又は役務 表示媒体	表示	実際	違反法条	ＵＲＬ
平成 23 年 3 月 24 日 (※ 1)	シューケア 用ブラシ等 タグ	「イタリア製」と記載 することにより、あたかも、対象商品の原産 国がイタリア共和国であるなど、表示された 国が原産国であるかのように表示	対象商品の原産国は イタリア共和国以外 の国であるなど、表示 された国以外が原產 国であった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号（商品の 原産国に関する 不當な表示）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf</a>
平成 24 年 6 月 14 日	一般照明用 電球形 LED ランプ 商品パッケ ージ 店頭POP ウェブサイ ト	「電球 60 形相当の明る さ」等と記載すること により、あたかも、白熱 電球の 60 ワット形と同 等の明るさを得ること ができるかのように示 す表示  (後記 48 頁参照)	用途によっては白熱 電球の 60 ワット形と 同等の明るさを得る ことができないもの であった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_2.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_3.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_4.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_4.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_5.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_5.pdf</a>

平成 24年 11月 28日	電気掃除機 カタログ ウェブサイ ト	「ダニのふん・死がいの浮遊アレル物質のタンパク質を分解・除去」等と記載することにより、あたかも、対象商品は、ダニ由来のアレルギーの原因となる物質をアレルギーの原因とならない物質に分解又は除去する性能を有するかのように示す表示	対象商品は、対象商品を使用した室内の空気中に浮遊するダニ由来のアレルギーの原因となる物質をアレルギーの原因とならない物質に分解又は除去する性能を有するものではなかった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121128premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121128premiums_1.pdf</a>
平成 25年 6月 27日	漬物容器 カタログ テレビショ ッピング番 組 ウェブサイ ト	「普通のほうろう容器」と比べた場合、乳酸菌が1時間でなんと6倍以上にもなるんです。その乳酸菌ですね、増殖することによって野菜が発酵熟成を進めまして、早く漬物ができる、「素材にタウマリン鉱石を使うことで、一般的なほうろう容器に比べ、植物性乳酸菌が1時間でなんと6倍以上に。」と音声を放送すること等により、あたかも、対象商品を使用した場合、対象商品の原料であるとする「タウマリン鉱石」が放出する遠赤外線によって、乳酸菌が短時間で著しく増殖し、これにより発酵が促進され、漬物が1時間で出来上がるかのように示す表示  (後記 63 頁参照)	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130627premiums.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130627premiums.pdf</a>

平成 27年 2月 20日	虫よけ商品 商品パッケージ	「いやな虫をよせつけない！！」、「ベランダ軒下 つるだけ」、「適用害虫：ユスリカ、チョウバエ」等と記載することにより、あたかも、対象商品をベランダ等に吊り下げるなどするだけで、表示された範囲、表示された期間にわたり、対象商品から放出される薬剤により、ユスリカ及びチョウバエを寄せ付けないかのように示す表示 (後記 69 頁参照)	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150220premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150220premiums_1.pdf</a>
平成 27年 3月 5日	屋外用シェード チラシ カタログ ウェブサイト	「通気性がよい」、「シェードの下では気温が、平均約 10°C下がります」等と記載することにより、あたかも、対象商品を使用することで、対象商品の内側の空間部分の気温が約 10 度低下する効果が得られるかのように示す表示 (後記 61 頁参照)	対象商品を使用した内側の空間部分の気温が約 10 度低下するとは認められないものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150305premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150305premiums_1.pdf</a>

※1 再掲（「被服品」に記載の事例に同じ）

### 【教養娯楽品】

	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	URL
平成 22年 9月 29日	園芸用シート	「べたがけやトンネルに最適。」、「シートの上から水遣りもOK。」等と記載することによ	トンネルがけで使用する場合には、対象商品の上から散水してもほとんど透水しな	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100929premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100929premiums_1.pdf</a>
	商品パッケージ				

	店頭ポップ ウェブサイ ト	り、あたかも、対象商品 は、べたがけ又はトン ネルがけのいずれの方 法で使用しても、対象 商品の上から散水した 場合、透水するかのよ うに示す表示	いものであった。		<a href="#">emiums_2.pdf</a>
平成 23年 3月 24日 (※ 2)	ブックマー カ一等 タグ	「フランス製」等と記 載することにより、あ たかも、対象商品の原 産国がフランス共和国 であるなど、表示され た国が原産国であるか のように表示	対象商品の原産国は フランス共和国以外 の国であるなど、表示 された国以外が原產 国であった。	第5条（第4 条第1項）第 3号（商品の 原産国に関する 不當な表 示）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110324premiums_1.pdf</a>
平成 23年 3月 30日 (※ 3)	女性用スノ ーボードウ エア 下げ札	「裾上げシステム 駐 車場やトイレで大活 躍！ ポケットの中の ヒモを引くと裾が上が り大切なウェアを汚 れ・破損から守ります」 と記載することによ り、あたかも、対象商品 に裾上げシステムが備 え付けられているかの ように示す表示	対象商品には、裾上げ システムは備え付け られていなかった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110330premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110330premiums_1.pdf</a>
平成 23年 10月 20日	美術品、工 芸品等 ダイレクト メール カタログ 新聞広告 雑誌に掲載 した広告 ウェブサイ ト	「特別謝恩価格」等と 称する実際の販売価格 に「当社通常販売価格」 等と称する比較対照価 格を併記することによ り、あたかも、通常時よ りも安価に購入できる かのように表示	「当社通常販売価格」 等と称する比較対照 価格は、対象商品につ いて実際に販売した 実績のない価格であ った。	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111020premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111020premiums_1.pdf</a>
平成 25年 8月	漫画雑誌 対象商品の 誌面	「1 ワンセグポータ ブルDVDプレイヤー …2名」、「2 リストレ DVDプレイヤー…	実際の当選者数は「1 ワンセグポータブル DVDプレイヤー…	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/">http://www.caa.go.jp/representation/</a>

20日		ット…2名」等と記載することにより、あたかも、対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数と同数の景品類が提供されるかのように表示	1名」、「2 リストレット…1名」であるなど、対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数を下回る数の景品類の提供を行っていた。	認)	<a href="pdf/130820premiums.pdf">pdf/130820premiums.pdf</a>
平成 25年 11月 15日	携帯電話等 用ソーラー式充電器	「ソーラー充電！！最速約6～10時間で充電！！」等と記載することにより、あたかも、対象商品は太陽光に当てれば表示されている時間で携帯電話等の充電が完了する性能を有するかのように示す表示  (後記52頁参照)	充電完了までに要する時間は、表示されている充電時間を大きく上回るものであり、対象商品は表示されている時間で携帯電話等の充電が完了する性能を有するとは認められなかった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/131115premiums_1.pdf</a> <a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/131115premiums_2.pdf</a>
	商品パッケージ ウェブサイト	「② iPod Shuf f f + i Tunes カード 3000円分 夏を記録しよう♪ ③名様」、「③超音波美顔器お肌のお手入れを！③名様」等と記載することにより、あたかも、対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数と同数の景品類が提供されるかのように表示  (後記76頁参照)	実際の当選者数は「② iPod Shuf f f + i Tunes カード 3000円分 1名」、「③超音波美顔器 1名」であるなど、対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数を下回る数の景品類の提供を行っていた。		

※2 再掲（「被服品」、「住居品」に記載の事例に同じ）

※3 再掲（「被服品」に記載の事例に同じ）

## 【教養・娯楽サービス】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	URL
		表示媒体			
平成 23年 7月 21日	スポーツク ラブにおけ る浴場利用 役務	「天然鉱石ラジウム温 泉<露天風呂>」等と 記載することにより、 あたかも、浴槽の温水 が温泉であるかのよう に示す表示	浴槽の温水は水道水、 井戸水又は工業用水 を加温した上で医薬 部外品を用いたもの であって、温泉法に規 定する温泉ではなか った。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110721premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110721premiums_1.pdf</a>
	チラシ ウェブサイ ト				
平成 24年 2月 9日	スクーバダ イビングの 技能認定を 受けるため の教育コー ス	「ダイビングライセン ス取得！各月先着5名 ¥10000 ポッキリ」等と 記載することにより、 あたかも、1万円で対 象役務の提供を受け、 スクーバダイビングの ライセンスを取得でき るかのように表示	対象役務の提供を受 けるためには、1万円 のほか、約2万円のダ イビング器材レンタ ル料金を支払い、さら に、約16万円のドラ イスーツを購入する 必要があるものであ った。	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120209premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120209premiums_1.pdf</a>
	冊子（ク ポンマガジ ン） ウェブサイ ト				
平成 24年 9月 10日	資格取得対 策の役務	実際の販売価格に「通 常」と称する比較対照 価格を併記することに より、あたかも、実際の 販売価格が比較対照価 格に比して安いかのよ うに表示	最近時において「通 常」と称する比較対照 価格で対象役務を提 供したことはなかっ た。	第5条（第4 条第1項）第 2号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120910premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120910premiums_1.pdf</a>
	チラシ				
平成 24年 10月 18日	宿泊プラン ウェブサイ ト	「坊っちゃん島アワビ と地鶏のコラボ♪堪能 してください！」等と 記載することにより、 あたかも、対象役務に おいて提供される料理 に坊っちゃん島アワビ を使用しているかのよ うに示す表示	対象役務において提 供される料理にエゾ アワビという高級品 に分類される品種の アワビである坊っ ちゃん島アワビではな く、交雑種の外国産養 殖アワビを使用して いた。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121018premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121018premiums_1.pdf</a>
平成	宿泊及び浴	「船小屋温泉の炭酸泉	浴槽の温水は鉱泉分	第5条（第4	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121018premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121018premiums_1.pdf</a>

25年 6月 4日	場利用役務	はポカポカと体の芯から温めてくれる温泉です。」等と記載することにより、あたかも、浴槽の温水が炭酸を含む療養泉であるかのように示す表示	析法指針に定められた療養泉ではなかった。	条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf">aa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_2.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_3.pdf</a>
	パンフレット ウェブサイト	「温泉の効能 ①湯出量: 1分あたり 300 リットル ②源泉かけ流し(一部循環) ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用」等と記載することにより、あたかも、浴槽の温水が温泉であるかのように示す表示	浴槽の温水は温泉法に規定する温泉ではなく、井戸水を加温したものであった。		
平成 26年 10月 23日	旅館において提供する宿泊等プラン	「当館の貸切露天風呂は 1300m の地下より湧き出る良質な温泉。」等と記載することにより、あたかも、貸切露天風呂に設置された浴槽の温水が温泉であるかのように示す表示	貸切露天風呂に設置された浴槽の温水は温泉法に規定する温泉ではなく、水道水を加熱したものであった。	第5条(第4条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141023premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141023premiums_1.pdf</a>
	ウェブサイト				
平成 27年 2月 24日	宿泊及び浴場利用役務	「温泉三昧。」、「遊び心がそそられる、十一種類の湯めぐり三昧。のんびりつかれば、身体がゆっくりほぐれいく。」等と記載することにより、あたかも、11種類の浴槽に温泉を使用しているかのように示す表示 (後記 60 頁参照)	実際に温泉法に規定する温泉を使用している浴槽は、2種類のみであった。	第5条(第4条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150224premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150224premiums_3.pdf</a>
	パンフレット ウェブサイト				
平成 27年	通信講座に係る役務	「資格取得!応援キャンペーン」、「全講座1万	平成 22 年 5 月から平成 26 年 7 月までの間	第5条(第4条第1項) 第	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150224premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150224premiums_3.pdf</a>

3月 20日	ウェブサイ ト	円割引実施中」、「期間 限定 2014年 6月 1日 ④ ⇒6月 30日 ④まで」等 と記載することにより、あたかも、当該期間 内において対象役務の 受講を申し込んだ場合 に限り、正規受講料か ら 1万円の値引きをす るかのように表示  (後記 77 頁参照)	ほとんどの期間にお いて、正規受講料から 1万円の値引きをす るキャンペーンを実 施していた。	2号（有利誤 認）	<a href="#">resentation/ pdf/150320pr emiums_1.pdf</a>
-----------	------------	--	---	--------------	--

### 【車両・乗り物】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	ＵＲＬ
	表示媒体				
平成 23年 3月 28日	中古自動車 駅貼り広告 テレビコマ ーシャル ウェブサイ ト	「月々1,900 円からク ルマが買える」等と記 載することにより、あ たかも、月々1,900 円の 支払いのみで対象商品 を購入できるかのよう に表示	対象商品を購入する には、月々の支払額 1,900 円の他に頭金及 び年 2 回のボーナス 時に月々の支払額に 加算される金額を支 払う必要があるもの であった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤 認）	<a href="#">http://www.c aa.go.jp/rep resentation/ pdf/110328pr emiums_1.pdf</a>
		「あんしん 10 年保証」 等と記載することによ り、あたかも、全ての対 象商品について 10 年の 車両保証期間が適用さ れるかのように表示	一定の条件を満たす 対象商品についての み、10 年の車両保証期 間が適用されるもの であった。		
	ウェブサイ ト	「月々1,900 円からク ルマが買える」、「買取 保証額大幅 U P！」等 と記載することによ り、あたかも、全ての対 象商品の買い取り保証 額が増額されるかのよ うに表示	指定された 20 車種の 対象商品についての み、買い取り保証額を 増額するものであつ た。		

平成 23年 4月 8日	中古自動車 ウェブサイ ト	「走行距離」欄に 「95,000 km」等と記 載することにより、あ たかも、対象商品の走 行距離数が記載された ものであるかのように 示す表示	対象商品の実際の走 行距離数は94,948マ イル(約152,800km) であるなど、記載され た走行距離数を上回 るものであった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.c&lt;br/&gt;aa.go.jp/re&lt;br/&gt;presentation/&lt;br/&gt;pdf/110408pr&lt;br/&gt;emiums_1.pdf">http://www.c aa.go.jp/re presentation/ pdf/110408pr emiums_1.pdf</a>
		「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴 があるものであった。		
		「車歴」欄に「自家用」と記載することにより、あたかも、対象商品が自家用として使用されていたかのように示す表示	対象商品は、リースと して使用されていた ものであった。		
平成 24年 2月 28日	中古自動車 雑誌	「走8万km」等と記載 することにより、あたかも、対象商品の走行 距離数が記載されたも のであるかのように示 す表示	対象商品の実際の走 行距離数は記載され た走行距離数を上回 るものであった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.c&lt;br/&gt;aa.go.jp/re&lt;br/&gt;presentation/&lt;br/&gt;pdf/120228pr&lt;br/&gt;emiums_1.pdf">http://www.c aa.go.jp/re presentation/ pdf/120228pr emiums_1.pdf</a>
		「修復歴」欄に「なし」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴 があるものであった。		
平成 25年 3月 4日	中古自動車 チラシ	走行距離数を「8キロ メートル」と記載する ことにより、あたかも、 対象商品の走行距離数 が記載されたものであ るかのように示す表示	対象商品の実際の走 行距離数は4,680キロ メートルであるなど、 記載された走行距離 数を上回るものであ った。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="http://www.c&lt;br/&gt;aa.go.jp/re&lt;br/&gt;presentation/&lt;br/&gt;pdf/130304pr&lt;br/&gt;emiums_1.pdf">http://www.c aa.go.jp/re presentation/ pdf/130304pr emiums_1.pdf</a>
		「売出期間 5／3	実際の契約成立日は		

		(木)～5／6(日)」等と記載することにより、あたかも、当該期間中に対象商品を販売することができるかのように表示	平成24年4月28日であるなど、対象商品は取引の対象となり得ないものであった。	条第1項)第3号(おとり広告)	
平成 25年 4月 5日	中古自動車 雑誌	「修無」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴があるものであった。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caago.jp/representation/pdf/130405premiums_1.pdf">http://www.caago.jp/representation/pdf/130405premiums_1.pdf</a>
平成 25年 8月 29日	中古自動車 雑誌	走行距離数を「2.1万K」等と記載することにより、あたかも、対象商品の走行距離数が記載されたものであるかのように示す表示	対象商品の実際の走行距離数は20,499マイル(約32,798Km)であるなど、記載された走行距離数を上回るものであった。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caago.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf">http://www.caago.jp/representation/pdf/130829premiums.pdf</a>
平成 25年 10月 31日	中古自動車 雑誌	「修無」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴があるものであった。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caago.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf">http://www.caago.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf</a>
平成 25年 12月 26日	ベビーカー リーフレット 雑誌に掲載した広告 ウェブサイト	「通気性がウレタンの約11倍！」等と記載することにより、あたかも、対象商品のシート部分が、自社従来品のシート部分(内部にウレタンを使用)に比して約11倍の通気性を有するかのように示す表示 (後記54頁参照)	対象商品のシート部分は、全く通気性が認められないものであった。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caago.jp/representation/pdf/131226premiums_1.pdf">http://www.caago.jp/representation/pdf/131226premiums_1.pdf</a>
平成 26年 3月 19日	中古自動車 雑誌	「修無」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴があるものであった。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caago.jp/representation/pdf/140320premiums_1.pdf">http://www.caago.jp/representation/pdf/140320premiums_1.pdf</a>

		対象商品の情報を掲載することにより、あたかも、対象商品を販売することができるかのように表示	対象商品は代車として使用されているものであって、一般消費者から取引の申出があった場合には取引を拒否することとしており、取引する意思がないものであった。	第5条（第4条第1項）第3号（おとり広告）	
平成 26年 11月 26日	中古自動車 ウェブサイト	走行距離数を「6.3万km」等と記載することにより、あたかも、対象商品の走行距離数が記載されたものであるかのように示す表示	対象商品の実際の走行距離数は114,595kmであるなど、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票等に記載された走行距離数より過少に表示していた。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/141126premiums_2.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/141126premiums_2.pdf</a>
		修復歴欄に「なし」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴があるものであった。		
		対象商品の情報を掲載することにより、あたかも、対象商品を販売することができるかのように表示 (後記80頁参照)	対象商品については表示をするよりも前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。		
平成 26年 11月 27日	中古自動車 雑誌	「修復無」と記載することにより、あたかも、対象商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示	対象商品には修復歴があるものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/141127premiums_5.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/141127premiums_5.pdf</a>
平成 27年 2月 16日	中古自動二輪車 雑誌 ウェブサイト	「走6,600km」等と記載することにより、あたかも、対象商品の走行距離数が記載されたものであるかのように	対象商品の実際の走行距離数は43,644kmであるなど、オートオークションからの仕入れ時に提示され	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/150216premiums_1.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/150216premiums_1.pdf</a>

		示す表示 (後記 59 頁参照)	る出品票等に記載された走行距離数より過少に表示していた。		
--	--	---------------------	------------------------------	--	--

### 【保健衛生品】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	U R L
	表示媒体				
平成 23 年 8 月 31 日	遠近両用眼 鏡	「(最高品質・国内トップメーカーレンズ使用)」、「なんと！！8,800 円税込特価」、「全店 7,000 本のフレームから自由にお選びください。」等と記載することにより、あたかも、7,000 種類のフレームの中からフレームを選択した上で最高品質のレンズを使用した対象商品を 8,800 円で購入できるかのように表示	8,800 円で購入できる対象商品に用いられているレンズは、選択できるレンズのうち最も品質が低いものであり、より高品質のレンズを選択した場合の販売価格は 13,800 円から 68,800 円であり、8,800 円で購入できる対象商品のフレームの種類数は、1,691 種類であった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110831premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110831premiums_1.pdf</a>
平成 24 年 3 月 8 日	美容効果を 標ぼうする 化粧品	「生命体を配合した日本初の化粧品！」、「使うほど驚きを実感！8 倍の効果！」、「ビタミン C 誘導体と比べると 10 倍近くの効果があることから、新しいビタミン C として化粧品業界を大きく変える発明と言われており、美容や老化に新しい効果が期待されています。」等と記載することにより、あたかも、対象商品に著しい美容効果があるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120308premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120308premiums_1.pdf</a>

		「今までにない生命体技術が世界的な評価を受け、日本で初めて化粧品会社が国連から受賞されました。この賞は特別功労賞といって年に二人以上は受賞されない極めて重みのある賞です。」等と記載することにより、あたかも、対象商品が国際連合から表彰を受け、対象商品に用いられている技術が世界的な評価を受けたかのように示す表示	対象商品が受賞した特別功労賞は国際連合の表彰に係るものではなく、また、対象商品に用いられている技術が世界的な評価を受けた事実はなかった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	
平成24年6月28日	抗シワ効果を標ぼうする化粧品 ウェブサイト	「気になるシワを一瞬で！？形状記憶」、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっています」等と記載することにより、あたかも、対象商品を継続使用することで、著しい抗シワ効果が得られるかのように示す表示	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/120628premiums_1.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/120628premiums_1.pdf</a>
平成24年7月19日	抗シワ効果を標ぼうする化粧品 チラシ 新聞広告 ウェブサイト	「塗って90秒で角質層に浸透した酸素がくぼみを押し上げ、シワを目立たなくします。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を使用することで、直ちに抗シワ効果が得ら	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/120719premiums_1.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/120719premiums_1.pdf</a>

		れるかのように示す表示 (後記 62 頁参照)	けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。		
平成 24 年 8 月 31 日	美容機器 雑誌（会報 誌）	「すぐれた超音波機能により、なでるだけでお腹や二の腕などについた余分な脂肪を分解。むくみもとれて、気になる部分のシェイプアップに効果的です。」、「アクネ菌や皮脂腺の殺菌効果でニキビケアに効果的。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を使用することで、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果、肌の汚れの除去効果又は肌への美容成分の浸透効果が得られるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120831premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120831premiums_1.pdf</a>
平成 24 年 9 月 6 日	冷凍庫で凍結させた上で人が首に巻いて冷却・冷感効果を得るために商品	「冷たさは約 90 分持続します。（室温 35°C で 20°C 以下を保持する時間）（外気温や使用環境により持続時間は異なります。）」等と記載することにより、あたかも、室温摄氏 35 度の室内において対象商品を人が装着した状態で対象商品の表面温度が 20 度以下を保持する時間は、90 分を相当程度下回るものであった。	室温摄氏 35 度の室内において対象商品を人が装着した状態で対象商品の表面温度が 20 度以下を保持する時間は、90 分を相当程度下回るものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf</a>
	商品パッケージ	「高血圧は対象商品の	本法第 7 条（第 4 条）	第 7 条（第 4	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf</a>

25年 10月 17日	治療器 口頭説明 小冊子 DVD	生体電子で必ず治ります。軽い方だったらば対象商品に続けて1週間かかると、血圧が少しづつ下がり始めます。で、重い方で大体10日間ぐらいから高血圧が少しづつ下がってきます。対象商品に続けてかかると、この高血圧は芯から治ります。絶対治りますからね。」等と口頭で説明すること等により、あたかも、対象商品を継続して使用することで、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘が緩解するだけでなく治癒するかのように、また、高血圧、糖尿病、腰痛等の他の特定の疾病若しくは症状も緩解又は治癒するかのように示す表示 (後記64頁参照)	第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	条) 第2項、第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131017premiums.pdf">aa.go.jp/representation/pdf/131017premiums.pdf</a>
平成 26年 3月 27日	二酸化塩素 を利用した 空間除菌を 標ぼうする グッズ	「私、ただ今空間除菌中。」、「二酸化塩素がしっかりバリア！ウイルス、細菌、カビなどを元から除去。」等と記載するとともに、対象商品の使用に係るイメージ図を掲載する等により、あたかも、対象商品から放出される二酸化塩素が身の周りにおけるウイルス、菌及びカ	本法第7条(第4条) 第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条(第4条) 第2項、第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認))	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_2.pdf</a>
	カタログ 鉄道車両に 掲示した広告 新聞広告 ウェブサイト				<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_3.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327premiums_3.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/">http://www.caa.go.jp/representation/</a>

		ビを除去するかのよう に示す表示 (後記 65 頁参照)			<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327pr&lt;br/&gt;emiums_4.pdf">äsentation/ pdf/140327pr emiums_4.pdf</a> <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140327pr&lt;br/&gt;emiums_5.pdf">http://www.c aa.go.jp/rep äsentation/ pdf/140327pr emiums_5.pdf</a>
	ウェブサイ ト	「価格」と称する実際 の販売価格に「当店通 常価格」と称する比較 対照価格を併記するこ とにより、あたかも、実 際の販売価格が比較対 照価格に比して安いか のように表示	「当店通常価格」と称 する比較対照価格は 架空の価格であって、 実際に販売された実 績のないものであつ た。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤 認）	<a href="http://www.c&lt;br/&gt;aa.go.jp/rep&lt;br/&gt;äsentation/&lt;br/&gt;pdf/140327pr&lt;br/&gt;emiums_5.pdf">http://www.c aa.go.jp/rep äsentation/ pdf/140327pr emiums_5.pdf</a>
平成 26 年 5 月 1 日	除菌・消臭 等の効果を 標ぼうする 商品	「車内やお部屋を快適 空間にしてくれる」、 「ウイルスを 98.4 パ ーセント以上除去した り、嫌な臭いのニコチ ン、これも 89 パーセン ト以上を除去、という 風に、抗ウイルス、除 菌、さらには、消臭まで してくれるということ なんですね。」等と音声 等を放送すること等に より、あたかも、対象商 品を車内や室内等で使 用することで、当該空 間において、ウイルス が除去され、抗ウイル ス・除菌効果が生じる とともに、ニコチンが 除去され、消臭される かのように示す表示 (後記 66 頁参照)	本法第 7 条（第 4 条） 第 2 項の規定に基づ き、当該表示の裏付け となる合理的な根拠 を示す資料の提出を 求めたところ、資料が 提出されたが、当該資 料は当該表示の裏付 けとなる合理的な根 拠を示すものとは認め られないものであつた。	第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条 第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.c&lt;br/&gt;aa.go.jp/rep&lt;br/&gt;äsentation/&lt;br/&gt;pdf/140501pr&lt;br/&gt;emiums_1.pdf">http://www.c aa.go.jp/rep äsentation/ pdf/140501pr emiums_1.pdf</a>
	テレビショ ッピング番 組 新聞広告				

### 【土地・建物・設備】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	U R L
	表示媒体				

平成 23 年 7 月 15 日	住宅用太陽 光発電シス テム	「電気買取り価格 2 倍 引き上げで、192,000 円 ／年の節約（利益）！」 等と記載することによ り、あたかも、対象商品 を設置すると年間 192,000 円の利益が得 られるかのように表示	「太陽光発電の余剰 電力買取制度」の下で は、年間 192,000 円の 利益を得ることはで きないものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110715premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110715premiums_1.pdf</a>
	チラシ	「単純利回りは、なん と約 8.0% !!」、「導入 費用の回収期間は 13 年 となり、回収後の 13 年 以降は、しっかり貯蓄 にまわせます。」等と記 載することにより、あ たかも、対象商品を設 置すると導入費用を 13 年で回収でき、約 8.0 パ ーセントの利回りが得 られるかのように表示	約 8.0 パーセントの利 回り及び 13 年の回収 期間を実質的に達成 できず、対象商品を設 置後、恒常的かつ安定 的に利益を得ること ができないものであ った。		
平成 24 年 8 月 21 日	分譲マンシ ョン	「ひび割れ防止用補強 筋」等と記載すること により、あたかも、対象 物件の全ての開口部の 角にひび割れ防止用補 強筋等が施工されてい るかのように示す表示 (後記 49 頁参照)	対象物件の全ての開 口部の角にひび割れ 防止用補強筋等が施 工されているもので はなく、ひび割れ防止 用補強筋等が施工さ れていた開口部の割 合は、物件ごとに、全 体の 25 パーセントか ら約 60 パーセントで あった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤 認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120821premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120821premiums_1.pdf</a>
	パンフレッ ト	「コンクリート水セメ ント比 50% 以下」等と 記載することにより、 あたかも、対象物件に ついて、鉄筋コンクリ ートの水セメント比が 全て 50 パーセント以下	対象物件の鉄筋コン クリートのうち、外構 の塀、花壇の基礎、土 間など建物本体以外 の部位の一部につい ては、水セメント比が 50 パーセントを超え		

		であるかのようすに示す表示	るコンクリートが施工されていた。		
平成 24 年 10 月 30 日	住宅用太陽 光発電シス テム	「太陽光発電でこんなに違う!! 合わせてなんと! 月々 27,222 円の得!」等と記載することにより、あたかも、対象商品を設置すると毎月 27,222 円の利益を得ることができるかのように表示  (後記 71 頁参照)	対象商品を設置することにより安定的に毎月得ることができると利益は 27,222 円を大きく下回るものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 2 号（有利誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121030premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/121030premiums_2.pdf</a>
	チラシ ウェブサイ ト	「約 36 ヶ月で初期投資分の約 98 万円になります。」等と記載することにより、あたかも、対象商品を設置した場合、36 か月間で初期投資費用である約 98 万円を回収することができるかのように表示  (後記 71 頁参照)	対象商品を設置した場合の初期投資費用である約 98 万円を回収するには、約 120 か月の期間を要するものであった。		

#### 【運輸・通信サービス】

措置 命令日	対象商品 又は役務	表示	実際	違反法条	URL
	表示媒体				
平成 23 年 3 月 31 日	オークショ ンサービス	「業界NO. 1 出品数人気商品を格安で G E T ! 最大 99% OFF で落札できるチャンス！」等と記載することにより、あたかも、対象役務を利用することで商品を著しく安価に手に入れることができるかのように示す表示	落札価格のほかに多額の入札手数料がかかることがあり、必ずしも対象役務を利用して商品を著しく安価に手に入れる物ではなかった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110331premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110331premiums_1.pdf</a>
	オークショ ン	「業界NO. 1 出品数	必ずしも対象商品の		

	ンサービスを通じて供給する商品 ウェブサイト	人気商品を格安でGET！最大99%OFFで落札できるチャンス！」等と記載することにより、あたかも、対象商品を安価に手に入れることができるかのように表示	価格が著しく安価になるものではなかった。	条第1項) 第2号(有利誤認)	
平成24年6月7日	モバイルデータ通信サービス	「他社サービス比較表」と題する一覧表において、他社が提供する対象役務と同種の役務について、同表「メール」欄に「×」と記載することにより、あたかも、他社が提供する同役務に電子メールサービスが付属していないかのように示す表示	他社も対象役務と同種の役務の無料オプションサービスとして電子メールサービスを提供していた。	第5条(第4条第1項) 第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120607premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120607premiums_1.pdf</a>
	ウェブサイト	「月額3,591円」等と記載することにより、あたかも、対象役務を月額3,591円で利用できるかのように表示 (後記70頁参照)	月額3,591円は、有線によるインターネット接続サービスを併用した場合の料金で、対象役務のみ利用した場合、月額3,853.5円を要するものであった。	第5条(第4条第1項) 第2号(有利誤認)	
		登録手数料について「2,835円→キャンペーンにより0円」と記載することにより、あたかも、キャンペーンに限り登録手数料が無料であり、通常は登録手数料2,835円が必要であるかのように表示	登録手数料2,835円が必要なものとして対象役務を提供したことはほとんどなかった。		
平成24年	モバイルデータ通信サ	「速っ！通信速度下り最大75Mbps <sup>※1</sup> 」、	対象役務について、表示をした時点において	第5条(第4条第1項) 第	<a href="http://www.caa.go.jp/rep">http://www.caa.go.jp/rep</a>

11月 16日	サービス 鉄道車両に 掲示した広 告 新聞広告 雑誌に掲載 した広告	「東名阪主要都市※ <sup>2</sup> 人口カバー率※ <sup>3</sup> 99% (2012年6月予定)」等 と記載することによ り、あたかも、対象役務 について、2012年6月 末日までに、下り最大 通信速度が 75M b p s となる基地局を東名阪 主要都市における人口 カバー率 99 パーセント になるように開設する 計画があるかのように 示す表示 (後記 50 頁参照)	て、2012年6月末日ま でに、下り最大通信速 度が 75M b p s とな る基地局を東名阪主 要都市における人口 カバー率 99 パーセント になるように開設す る計画はなかった。	1号（優良誤 認）	<a href="#">resentation/ pdf/121116pr emiums_1.pdf</a>
平成 25年 5月 21日	移動体通信 サービス カタログ ウェブサイ ト	「4G LTE (i P hone 5含む) 対応 機種なら 4G LTE」、 「受信最大 75M b p s の超高速ネットワーク を実人口カバー率 96% *に急速拡大。(2013年 3月末予定)」等と記載 することにより、あた かも、i Phone 5 を含む対象役務に対応 する機種を使用した場 合、2013年3月末日ま でに、全国のほとんどの 地域において受信時 の最大通信速度が 75M b p s となる対象役務 (以下「75M b p s サ ービス」という。) を利 用できるようになるか のように示す表示 (後記 51 頁参照)	i Phone 5が送 受信できる対象役務 に係る電波の周波数 帯域については、表示 をした時点において、 2013年3月末日まで に、全国のほとんどの 地域において 75M b p s サービスを提供 する計画はなかった。 このため、2013年3月 末日時点において、i Phone 5を使用 した場合に 75M b p s サービスを利用で きる地域は、実人口カ バー率 14 パーセント の地域であった。	第5条（第4 条第1項）第 1号（優良誤 認）	<a href="#">http://www.c aa.go.jp/rep resentation/ pdf/130521pr emiums.pdf</a>

【教育サービス】

措置 命令 日	対象商品 又は役務 表示媒体	表示	実際	違反法条	U R L
平成 23年 4月 26日	大学入試 講座  チラシ パンフレット ポスター ウェブサイト	「2010年度大学合格実績 東京大学43名、京都大学33名」等と記載することにより、あたかも、記載された人数の対象役務の受講生が記載された大学に合格したかのように示す表示	実際の合格者数は東京大学15名、京都大学1名であるなど、記載された人数を下回るものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110426premums_1.pdf">http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110426premums_1.pdf</a> <a href="http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110426premums_2.pdf">http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110426premums_2.pdf</a>
平成 23年 6月 29日	専門学校 において 提供する 専門課程	就職率を「99.2%」等と記載することにより、あたかも、受講者の受講した専門分野への就職率は52.8パーセントであるなど、記載された数値を下回るものであった。	受講者の受講した専門分野への実際の就職率は52.8パーセントであるなど、記載された数値を下回るものであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110629premums_1.pdf">http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/110629premums_1.pdf</a>
	パンフレット 新聞広告	就職率が記載された数値であるかのように示す表示			
平成 24年 5月 10日	入学試験 受験対策 の役務  パンフレット ウェブサイト	「看護医療系全国一の合格率(前年度合格率)大学91%（浪人生95%）短大92%、専門学校97%」等と記載することにより、あたかも受講者の大学、短大、専門学校への合格率が記載された数値であるかのように示す表示	記載された合格率の数値は、実際の合格者割合ではなく、合格者割合が高くなるように任意に設定した架空の数値であった(実際の合格者割合は、記載された数値を下回るものであった。)。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/120510premums_1.pdf">http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/120510premums_1.pdf</a>
	家庭教師 派遣に係る役務  ウェブサイト	「登録料、保証金、預り金、管理費、維持費、サポート費、カリキュラム費、運営費、年会費、解約金、違約金等は、一切かかりません。」等と	対象役務の提供を受けるためには、毎月の「指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、21,000円の「入会金」と称する		<a href="http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/140128premums_1.pdf">http://www.ca.a.go.jp/representation/pdf/140128premums_1.pdf</a>

		記載することにより、あたかも、対象役務について、毎月の「指導料金」と称する費用以外に一切の費用を支払う必要なく、対象役務の提供を受けることができるかのように表示 (後記 74 頁参照)	費用を負担することが必要となるものであった。		
平成 26 年 5 月 20 日	学校教育 の補習教 育及び学 習指導に 係る役務	「国公立大出身 98% 精銳講師陣が皆さんを指導！」等と記載することにより、あたかも、対象役務に係る学習塾の講師の 98 パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示 (後記 55 頁参照)	対象役務に係る学習塾の講師のうち国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約 14 パーセントにすぎないものであった。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.ca.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf">http://www.ca.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf</a>
	チラシ				

### 【金融・保険サービス】

措置 命令 日	対象商品 又は役務  表示媒体	表示	実際	違反法条	U R L
平成 23 年 11 月 30 日	「黒毛和種牛売買・飼養委託契約」に基づく役務	「これは、繁殖牛、つまり、子牛を出産させるために飼育している母牛のオーナーになつてもらう制度です。」等	各事業年度末において、繁殖牛の全頭数は、オーナーの持分及び共有持分を合計した数値に比して過少であった（比率：55.9 パーセントから 69.5 パーセントまで）。このため、繁殖牛を割り当てることができないオーナーに対し、雌の子牛、雌の肥育牛その他繁殖牛以外の牛を割り当	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/11130premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/11130premiums_2.pdf</a>
	雑誌に掲載した広告	と記載することにより、あたかも、オーナーは契約期間を通じて繁殖牛の所有者となるかのように示す表示			

			てていた。		
--	--	--	-------	--	--

【その他】

措置 命令 日	対象商品 又は役務 表示媒体	表示	実際	違反法条	ＵＲＬ
平成 22年 12月 9日	料理 メニュー チラシ ウェブサ イト	「よく味の染みた京地鶏と京豆腐に、とろとろ半熟卵を乗せた“鶏すき焼き”」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に京地鶏の肉を使用しているかのように示す表示	提供する料理に京地鶏の肉ではなく、ブロイラーの肉を使用していた。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/10209premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/10209premiums_1.pdf</a>
平成 23年 3月 4日	料理 メニュー チラシ ウェブサ イト	提供する料理の写真を掲載するとともに、「霜降サーロインステーキ」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に「霜降り」といわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になつた牛肉を使用しているかのように示す表示	提供する料理に牛脂を注入した加工肉を使用していた。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110304premiums_1s.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110304premiums_1s.pdf</a>
		提供する料理の写真を掲載するとともに、「健康ステーキ」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	提供する料理に牛の横隔膜の部分の肉を食用のりで貼り合わせる加工を行ったものを使用していた。		
平成 23年 10月 28日	料理 チラシ ポスター ウェブサ イト	「無菌生かき乱れ喰い祭！！」、「マイクロバブルとオゾンによる殺菌システムで無菌化」等と記載することによ	細菌が全く存在しない生食用かきの仕入れ、又は細菌の無い状態にするための特別な加工を行ってお	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/11028premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/11028premiums_2.pdf</a>

		り、あたかも、提供する料理が細菌の全く無い状態で提供されてい るかのように示す表示	らず、提供する料理は細菌の全く無い状態では提供されていなかった。		
平成 24年 4月 19日	「ハイオク」と称して販売した自動車ガソリン	「ハイオク」と記載することにより、あたかも、対象商品が、ハイオクガソリンであるかのように示す表示	対象商品の大部分は、レギュラーガソリンであった。	第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120419premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120419premiums_1.pdf</a>
	店頭看板 計量機				
平成 24年 7月 10日	「身長伸ばし」と称する役務	「一人ひとりのお身体の状態に合わせた効果的な身長伸ばしを実現します。」、「下腿骨の長さの相違が確認できる。」等と記載することにより、あたかも、対象役務の提供を受けることで、骨を伸ばすことにより永続的な身長延長効果が得られるかのように示す表示	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120710premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120710premiums_1.pdf</a>
	ウェブサイト				
	「美顔矯正術」と称する役務	「高度な施術なので、元に戻る心配もありません。」、「顔幅を狭くする高度な技」、「頭蓋骨の大きさの相違が確認できる」等と記載することにより、対象役務の提供を受けることで、骨のずれや歪みを矯正することにより顔の大きさを永続的に小さく維持できるかのように示す表示			
平成 24年	葬儀	「ご葬儀会員価格 88万パック お返し品、料	表示された価格には料理に係る費用が含	第5条（第4条第1項）第	<a href="http://www.caa.go.jp/represe">http://www.caa.go.jp/represe</a>
	パンフレ				

9月 7日	ット	理、精進料理まですべて入った追加・オプションの必要ないパックです。」等と記載することにより、あたかも、対象役務を表示された価格で提供することができるかのように表示	まれているにもかかわらず飲料に係る費用が含まれていないほか、葬儀の受付、棺の運搬等大半の葬儀で必要とされる作業に係る人件費等が含まれておらず、対象役務を利用した者の大半は、表示された価格を上回る費用の支払を余儀なくされた。	2号（有利誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120907premiums_1.pdf">ntation/pdf/120907premiums_1.pdf</a>
平成 25年 4月 23日	「小顔矯正」と称する役務 ウェブサイト	「即効性と持続性に優れた施術です。」、「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。」等と記載することにより、あたかも、対象役務の提供を受けることで、頭蓋骨の縫合線が詰まるとともに、頬骨等の位置が矯正されることによって、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように示す表示	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第7条（第4条）第2項、第5条（第4条）第1項）第1号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130423premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130423premiums_1.pdf</a>
平成 25年 5月 29日	歯列矯正に係る役務 ウェブサイト	「9才以下の矯正20万円でお受けします！」、「初診料3,000円、検査診断料30,000円、管理料がかかります。」等と記載することにより、あたかも、9	9歳以下の患者が対象役務の提供を受けたためには、20万円に初診料、検査診断料を加えた合計233,000円の料金並びに管理料として記	第5条（第4条第1項）第2号（有利誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130529premiums_2.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130529premiums_2.pdf</a>

		<p>歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計 233,000 円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで対象役務の提供を受けることができるかのように表示（後記 73 頁参照）</p>	<p>載された料金及び管理料の消費税相当額のほかに、上記合計 233,000 円の料金の消費税相当額及び「保定装置」と称する矯正器具に係る料金として 32,650 円の料金を負担することが必要となるものであった。</p>		
平成 25 年 12 月 19 日 (※ 5)	料理 メニュー	<p>「大和地鶏の唐揚げ」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示をしていたなど、提供する料理に記載された食材を使用しているかのように示す表示</p>	<p>提供する料理に地鶏の定義に該当しない鶏肉を使用するなど、提供する料理に記載された食材を使用していなかった。</p>	<p>第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）</p>	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf</a>
	ウェブサイト	<p>「大和肉鶏」、「『大和肉鶏鍋』、『つみれ鍋』としてお召し上がりいただいております。」と記載することにより、あたかも、大和肉鶏を使用した料理を提供することができるかのように表示</p>	<p>「大和肉鶏」と称する地鶏を仕入れておらず、大和肉鶏を使用した料理を提供していなかった。</p>	<p>第 5 条（第 4 条第 1 項）第 3 号（おとり広告）</p>	
平成 26 年 7 月 4 日	診療に係る役務 ウェブサイト	<p>「150 もの慢性疾患を治療する治療法です。」「そしてこの治療は対症治療ではなく、原因除去による治療であるため、的確な治療法がなくて長年困られ</p>	<p>本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、</p>	<p>第 7 条（第 4 条）第 2 項、第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）</p>	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140704premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140704premiums_1.pdf</a>

		<p>ていた方にとっては、特効的作用に驚かれます。」等と記載することにより、あたかも、対象役務の提供を受けることで、頸関節症、睡眠時無呼吸症候群、腰痛、椎間板ヘルニア、坐骨神経痛等の特定の疾患又は症状が治癒又は改善するかのように示す表示</p> <p>(後記 67 頁参照)</p>	当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。		
平成 26 年 10 月 15 日	料理 メニュー 店頭看板 ウェブサ イト	<p>「松阪牛入荷いたしました」、「最高級の松阪牛をお楽しみ下さい。」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示</p> <p>(後記 57 頁参照)</p>	提供する料理に松阪牛ではない和牛の肉を使用していた。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141015premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141015premiums_1.pdf</a>
平成 26 年 10 月 23 日 （※ 6）	宿泊 プラ ン ウェブサ イト	「内容・特色 地元天然とらふぐを使った料理」等と記載することにより、あたかも、対象役務の利用者に提供する料理に天然のトラフグを使用しているかのように示す表示	対象役務の利用者に提供する料理に養殖のトラフグ又はトラフグよりも安価で取りされているゴマフグを使用していた。	第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号（優良誤認）	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141023premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141023premiums_1.pdf</a>
		「柔らかくてジューシーな地元和牛の知多牛のステーキ」等と記載することにより、あたかも、対象役務の利用者に提供する料理に和牛を使用しているかのように示す表示	対象役務の利用者に提供する料理に「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて」（平成 19 年 3 月 26 日 18 生畜第 2676 号農林水産省生産局長通知）		

			における和牛の定義に該当しない牛肉を使用していた。		
平成 27年 2月 4日	料理 メニュー チラシ	「磯の香りをのせた岩海苔のブルコンポーゼを添えて」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に岩礁等に自生する岩のりを使用しているかのように示す表示  「ヴァン・ルージュで煮込んだ黒毛和牛頬肉の宝石箱見立て 野菜のロンドと共に」等と記載することにより、あたかも、提供する料理に黒毛和牛の頬肉を使用しているかのように示す表示 (後記 58 頁参照)	提供する料理に岩礁等に自生する岩のりではなく、養殖の岩のりを使用していた。  提供する料理に「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」(平成19年3月26日18生畜第2676号農林水産省生産局長通知)に定められた和牛の定義に該当しない牛の頬肉を使用していた。	第5条(第4条第1項)第1号(優良誤認)	<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150204premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150204premiums_1.pdf</a>

※4 再掲（「食品」に記載の事例に同じ）

※5 再掲（「教養・娯楽サービス」に記載の事例に同じ）

## 2 平成 24 年 4 月以降の主な事例

### (1) 本法第 5 条（第 4 条第 1 項）第 1 号に関する違反事例

- ① 平成 24 年 6 月 14 日措置命令【住居品】（前記 20 頁参照）

対象商品又は役務：一般照明用電球形 LED ランプ

表示媒体：店頭POP



表示内容	実際
あたかも、白熱電球の 60 ワット形と同等の明るさを得ることができるように示す表示	用途によっては白熱電球の 60 ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。

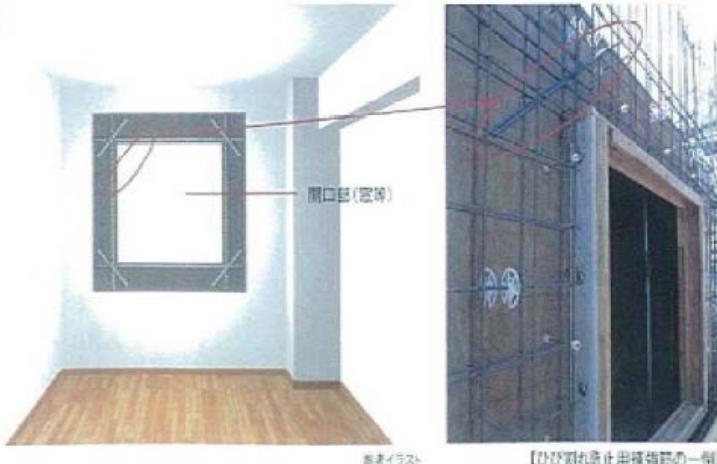
② 平成 24 年 8 月 21 日措置命令【土地・建物・設備】(前記 36 頁参照)

対象商品又は役務：分譲マンション

表示媒体：パンフレット

ひび割れ防止用補強筋

窓などの開口部の周囲、特に角の部分には、地震の揺れによって受ける力や、乾燥によってコンクリートが収縮するときなどの力が集中しやすく、他の部位に比べひび割れの発生する可能性が高くなります。開口部の角部分には、補強筋を適切に配することで、ひび割れをなるべく発生させないようにしています。



参考イラスト

【ひび割れ防止用補強筋の一例】

窓などの開口部の周囲、特に角の部分には、地震の揺れによって受ける力や、乾燥によってコンクリートが収縮するときなどの力が集中しやすく、他の部位に比べひび割れの発生する可能性が高くなります。開口部の角部分には、補強筋を適切に配することで、ひび割れをなるべく発生させないようにしています。

表示内容	実際
あたかも、対象物件の全ての開口部の角にひび割れ防止用補強筋等が施工されているかのように示す表示	対象物件の全ての開口部の角にひび割れ防止用補強筋等が施工されているものではなく、ひび割れ防止用補強筋等が施工されていた開口部の割合は、物件ごとに、全体の 25 パーセントから約 60 パーセントであった。

③ 平成 24 年 11 月 16 日措置命令【運輸・通信サービス】(前記 38~39 頁参照)

対象商品又は役務：モバイルデータ通信サービス

表示媒体：鉄道車両に掲示した広告

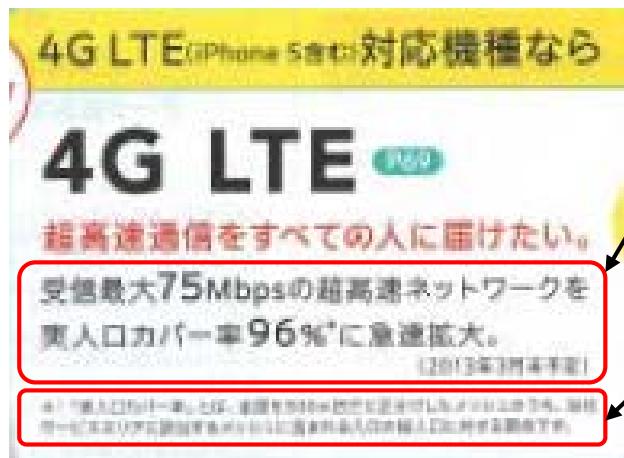


表示内容	実際
あたかも、対象役務について、2012年6月末日までに、下り最大通信速度が 75Mbpsとなる基地局を東名阪主要都市における人口カバー率 99 パーセントになるように開設する計画があるかのように示す表示	対象役務について、表示をした時点において、2012年6月末日までに、下り最大通信速度が 75Mbpsとなる基地局を東名阪主要都市における人口カバー率 99 パーセントになるように開設する計画はなかった。

④ 平成 25 年 5 月 21 日措置命令【運輸・通信サービス】(前記 39 頁参照)

対象商品又は役務：移動体通信サービス

表示媒体：カタログ



受信最大 75Mbps の超高速ネットワークを実人口カバー率 96%\*に急速拡大。  
(2013 年 3 月末予定)

\*:「実人口カバー率」とは、全国を 500m 四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。

表示内容	実際
あたかも、iPhone 5 を含む対象役務に対応する機種を使用した場合、2013 年 3 月末日までに、全国のほとんどの地域において受信時の最大通信速度が 75Mbps となる対象役務（以下「75Mbps サービス」という。）を利用できるようになるかのように示す表示	iPhone 5 が送受信できる対象役務に係る電波の周波数帯域については、表示をした時点において、2013 年 3 月末日までに、全国のほとんどの地域において 75Mbps サービスを提供する計画はなかった。このため、2013 年 3 月末日時点において、iPhone 5 を使用した場合に 75Mbps サービスを利用できる地域は、実人口カバー率 14 パーセントの地域であった。

⑤ 平成 25 年 11 月 15 日措置命令【教養娯楽品】(前記 24 頁参照)

対象商品又は役務：携帯電話等用ソーラー式充電器

表示媒体：商品パッケージ



表示内容	実際
あたかも、対象商品は太陽光に当てれば表示されている時間で携帯電話等の充電が完了する性能を有するかのように示す表示	充電完了までに要する時間は、表示されている充電時間を大きく上回るものであり、対象商品は表示されている時間で携帯電話等の充電が完了する性能を有するとは認められなかった。

⑥ 平成 25 月 12 月 10 日措置命令【食品】(前記 14~15 頁参照)

対象商品又は役務：粉末飲料

表示媒体：パンフレット



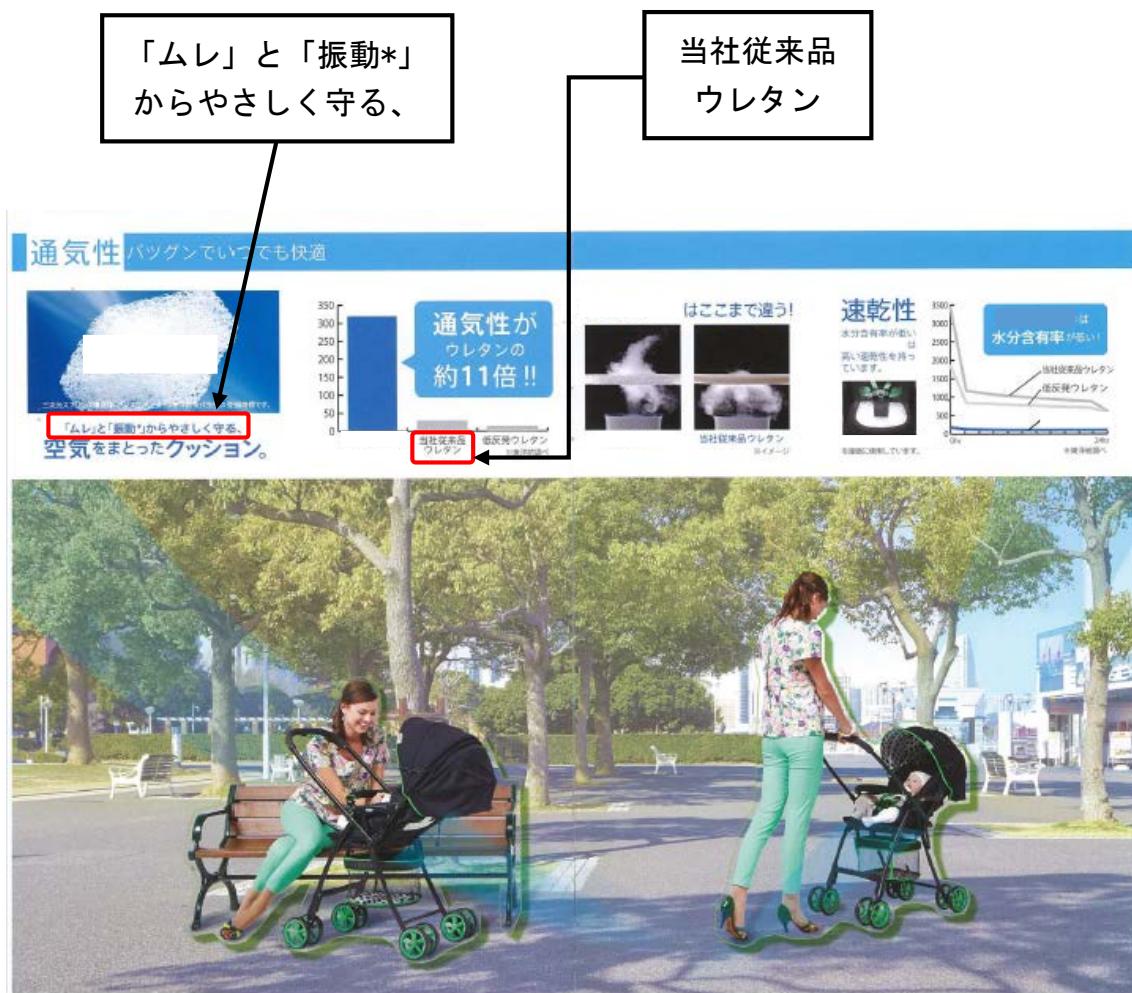
表示
あたかも、独立行政法人国民生活センターによる試験の結果、対象商品がポリフェノール含有量日本一のお茶であると認められたかのように示す表示
実際
独立行政法人国民生活センターが対象商品のポリフェノール含有量について試験を行った事実はなかった。

※1. 国民生活センター ポリフェノール含有食品 358 銘柄商品テスト結果レポートより

⑦ 平成 25 年 12 月 26 日措置命令【車両・乗り物】(前記 29 頁参照)

対象商品又は役務：ベビーカー

表示媒体：リーフレット



表示内容	実際
あたかも、対象商品のシート部分が、自社従来品のシート部分（内部にウレタンを使用）に比して約 11 倍の通気性を有するかのように示す表示	対象商品のシート部分は、全く通気性が認められないものであった。

- ⑧ 平成 26 年 5 月 20 日措置命令【教育サービス】(前記 41 頁参照)  
対象商品又は役務：学校教育の補習教育及び学習指導に係る役務  
表示媒体：チラシ

表示内容	実際
あたかも、対象役務に係る学習塾の講師の 98 パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示	対象役務に係る学習塾の講師のうち国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約 14 パーセントにすぎないものであった。

⑨ 平成 26 年 6 月 27 日措置命令【被服品】(前記 19~20 頁参照)

対象商品又は役務：下着  
表示媒体：ウェブサイト



女性特有のいきなり大量に出てしまう失禁や、  
旅行中や、安眠を妨げる夜間の失禁にも

表示内容	実際
あたかも、対象商品を着用することにより、日常生活において失禁した場合でも、吸収量として表示された量までの尿の量であれば、対象商品の外側に尿が漏れ出しがちなかのように示す表示	対象商品を日常生活において人が着用して失禁した場合、表示された吸収量を相当程度下回る量で、対象商品の外側に尿が漏れ出すと認められるものであった。

⑩ 平成 26 年 10 月 15 日措置命令【その他】(前記 46 頁参照)

対象商品又は役務：料理

表示媒体：店頭看板



表示内容	実際
あたかも、提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示	提供する料理に松阪牛ではない和牛の肉を使用していた。

⑪ 平成 27 年 2 月 4 日措置命令【その他】(前記 47 頁参照)

対象商品又は役務：料理

表示媒体：メニュー



【フランス料理】

ヴァン・ルージュで煮込んだ黒毛和牛頬肉の宝石箱見立て  
野菜のロンドと共に

ヴァン・ルージュで煮込んだ黒毛和牛頬肉  
の宝石箱見立て  
野菜のロンドと共に

表示内容	実際
あたかも、提供する料理に黒毛和牛の頬肉を使用しているかのように示す表示	提供する料理に「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」(平成 19 年 3 月 26 日 18 生畜第 2676 号農林水産省生産局長通知)に定められた和牛の定義に該当しない牛の頬肉を使用していた。

- ⑫ 平成 27 年 2 月 16 日措置命令【車両・乗り物】(前記 30~31 頁参照)  
対象商品又は役務：中古自動二輪車  
表示媒体：雑誌

日本 O × 225F 225cc

**23.8** 万円 保無 走6,600Km ホワイト  
店長のオススメ!  
修無 整 下取り・買取大歓迎!!

表示内容	実際
あたかも、対象商品の走行距離数が記載されたものであるかのように示す表示	対象商品の実際の走行距離数は 43,644 km であるなど、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票等に記載された走行距離数より過少に表示していた。

⑯ 平成 27 年 2 月 24 日措置命令【教養・娯楽サービス】(前記 26 頁参照)

対象商品又は役務：宿泊及び浴場利用役務

表示媒体：パンフレット



遊び心がそぞれる、十一種類の湯めぐり三昧。  
のんびりつかれば、身体がゆっくりほぐれていく。

遊び心がそぞれる、十一種類の湯めぐり三昧。  
のんびりつかれば、身体がゆっくりほぐれていく。



登り焚きサウナ  
高溫用、乾燥用

温泉三昧。  
露天風呂  
に併  
風を感じなさい。  
在木につづねる露天風呂。  
泡立つお湯。バブルジップ。  
五右衛門風呂。  
温泉と低温の湯を  
併えた温泉貸切露天風呂。  
千人石、  
水あらり。大浴場、  
露天焚きの気持ち。  
満足してくれる  
のほせもの静たりが  
反かります。

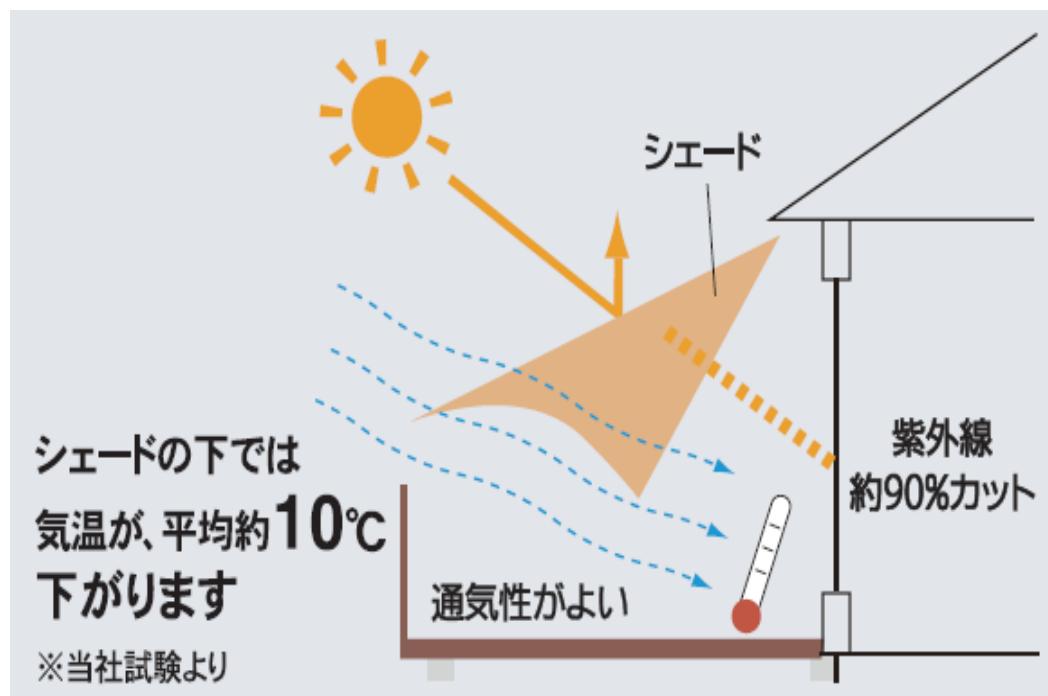
温泉三昧。

表示内容	実際
あたかも、11種類の浴槽に温泉を使用しているかのように示す表示	実際に温泉法に規定する温泉を使用している浴槽は、2種類のみであった。

⑯ 平成 27 年 3 月 5 日措置命令【住居品】(前記 22 頁参照)

対象商品又は役務：屋外用シェード

表示媒体：カタログ



表示内容	実際
あたかも、対象商品を使用するごとで、対象商品の内側の空間部分の気温が約 10 度低下する効果が得られるかのように示す表示	対象商品を使用した内側の空間部分の気温が約 10 度低下するとは認められないものであった。

(2) 本法第7条(第4条)第2項、第5条(第4条第1項)第1号に関する  
違反事例

① 平成24年7月19日措置命令【保健衛生品】(前記32~33頁参照)

対象商品又は役務：抗シワ効果を標ぼうする化粧品

表示媒体：チラシ



表示内容	実際
あたかも、対象商品を使用することで、直ちに抗シワ効果が得られるかのように示す表示	本法第7条(第4条)第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

② 平成 25 年 6 月 27 日措置命令【住居品】(前記 21 頁参照)

対象商品又は役務：漬物容器

表示媒体：テレビショッピング番組

普通のほうろう容器と比べた場合、乳酸菌が 1 時間でなんと 6 倍以上にもなるんです。その乳酸菌がですね、増殖することによって野菜が発酵熟成を進めまして、早く漬物ができると。

素材にタウマリン鉱石を使うことで、一般的なほうろう容器に比べ、植物性乳酸菌が 1 時間でなんと 6 倍以上に。だから早く漬かり、塩も味付けのみ。



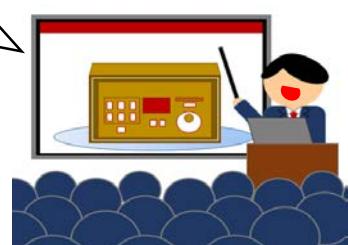
表示内容	実際
あたかも、対象商品を使用した場合、対象商品の原料であるとする「タウマリン鉱石」が放出する遠赤外線によって、乳酸菌が短時間で著しく増殖し、これにより発酵が促進され、漬物が 1 時間で出来上がるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

③ 平成 25 年 10 月 17 日措置命令【保健衛生品】(前記 33~34 頁参照)

対象商品又は役務：家庭用電位治療器

表示媒体：口頭説明

- 対象商品にかかりますと、2時から3時、内臓を治すんです。まず命に関わる五臓。そして胃とか腸に移ります。そして成長ホルモン、ホルモンの調整も、この時間帯でやる。だから慢性便秘、慢性肩こりが、ここで芯から治るんですね。
- 高血圧は対象商品の生体電子で必ず治ります。軽い方だったらば対象商品に続けて1週間かかると、血圧が少しずつ下がり始めます。で、重い方で大体10日間ぐらいから高血圧が少しずつ下がってきます。対象商品に続けてかかると、この高血圧は芯から治ります。絶対治りますからね。
- 腰の痛みは絶対に治りますから。対象商品にかかりますと、全身の血液がきれいになるんですよ。特に腰のところの血液がきれいになるんです。そして腰のところの血液の流れが良くなります。だから治るんですね。



表示内容	実際
あたかも、対象商品を継続して使用することで、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘が緩解するだけでなく治癒するかのように、また、高血圧、糖尿病、腰痛等の他の特定の疾病若しくは症状も緩解又は治癒するかのように示す表示	本法第7条（第4条）第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

- ④ 平成 26 年 3 月 27 日措置命令【保健衛生品】(前記 34~35 頁参照)  
 対象商品又は役務：二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうするグッズ  
 表示媒体：鉄道車両に掲示した広告



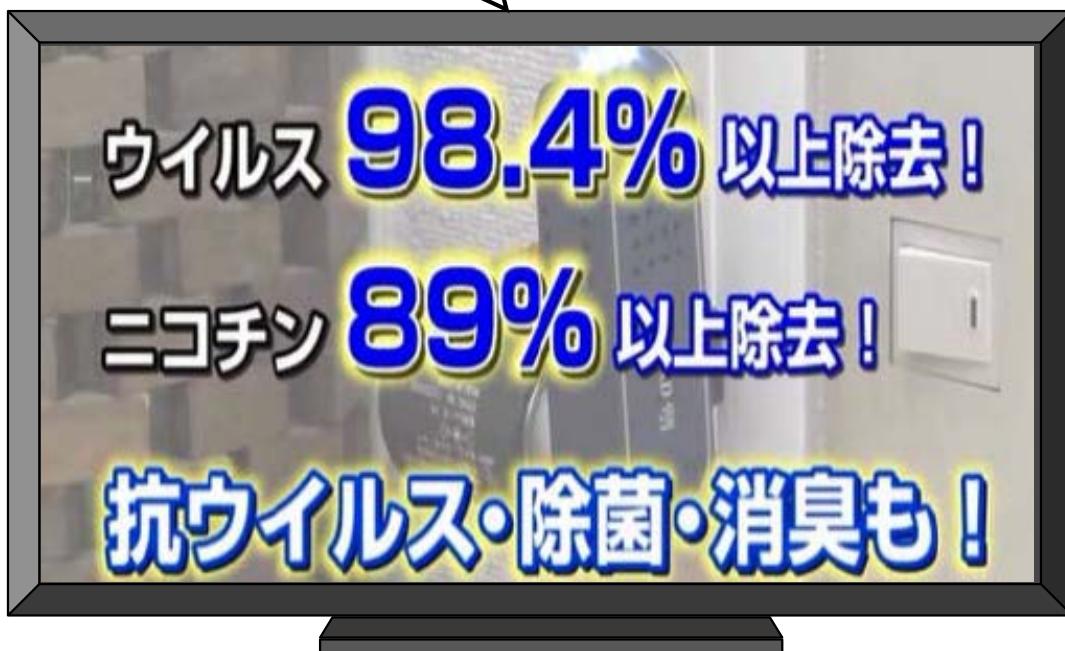
表示内容	実際
あたかも、対象商品から放出される二酸化塩素が身の周りにおけるウイルス、菌及びカビを除去するかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

⑤ 平成 26 年 5 月 1 日措置命令【保健衛生品】(前記 35 頁参照)

対象商品又は役務：除菌・消臭効果を標ぼうする商品

表示媒体：テレビショッピング番組

車内やお部屋を快適空間にしてくれる  
ウイルスを 98.4 パーセント以上除去したり、嫌な臭  
いのニコチン、これも 89 パーセント以上を除去、と  
いう風に、抗ウイルス、除菌、さらには、消臭まで  
してくれるということなんですね。



表示内容	実際
あたかも、対象商品を車内や室内等で使用することで、当該空間において、ウイルスが除去され、抗ウイルス・除菌効果が生じるとともに、ニコチンが除去され、消臭されるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

⑥ 平成 26 年 7 月 4 日措置命令【その他】(前記 45~46 頁参照)

対象商品又は役務：診療に係る役務

表示媒体：ウェブサイト

治療は、下あごのずれから生じる 150 もの慢性疾患を治療する治療法です。

と呼ばれるマウスピースを適切な調整を施し、歯に装着すると右の図のようにずれたあごを正しい位置へ誘導することができます。

主に就寝時や在宅時、6~8 時間程度、装着することで、正しいあごの位置に安定していきます。

このように下あごを正しい位置にすることで、左右の咬筋のバランスを修正し、身体のゆがみ（不良姿勢）を回復させ、そのことが原因で起こっていた様々な症状も回復させていきます。



この治療方法で、低位咬合症の病状や類似の病気を緩和もしくは治癒に至らしめる事が、過去数万人以上の症例で確認されています。

による治療は、薬もメスも使いませんから副作用もなく、自分の体を自分の脳で治す、今までの治療の考え方には無かった全く新しい治療方法です。

そしてこの治療は対症治療ではなく、原因除去による治療であるため、的確な治療法がなくて長年困っていた方にとっては、特効的作用に驚かれます。

またこの治療では、低位咬合症を改善するだけでなく、ストレスによる脳の機能低下を回復させ、本来あなたが持つ自然治癒力や様々な能力を最大限に発揮できるようになるのも大きな特徴です。

■下アゴのズレが引き起こす可能性がある主な病気、症状

顎関節	顎関節症、顎関節音、顎関節痛、歯ぎしり、食いしばり
手・肩・首	肩こり、首・背中の痛み、直頸椎、ヘルニア、手のしひれ

表示内容	実際
あたかも、対象役務の提供を受けることで、顎関節症、睡眠時無呼吸症候群、腰痛、椎間板ヘルニア、坐骨神経痛等の特定の疾患又は症状が治癒又は改善するかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

⑦ 平成 27 年 2 月 17 日措置命令【食品】(前記 17 頁参照)

対象商品又は役務：痩身効果を標ぼうする食品

表示媒体：ラジオ放送

- 今日はなんと、食べ過ぎたと思ったその場で飲んで、お茶碗およそ 3 杯分のご飯の炭水化物をカット。余分なカロリーが余分な脂肪になる前にすっきりほとんどなかった事にして、1か月でマイナス 10 キロ以上を達成した方もいらっしゃるダイエットサプリを御紹介いたします。
- 大注目のダイエット成分が、ご飯やパンなどに含まれる炭水化物を、なんと 4 粒で、1,000 キロカロリーもカット。
- 1,000 キロカロリーを消費しようとすると、ウォーキングならおよそ 6.5 時間、水泳なら 25 メートルプールを 150 回も往復する運動量になるんですよ。
- 油っこいものもお好きなだけ、どうぞ召し上がってください。様々な機関で食事で摂り過ぎたアブラの吸収を抑えると発表されている成分が、アブラを徹底ガード。さらに、ダイエット素材が、既に体についてしまった余分なア布拉もすっきりとさせて、スリムを徹底的にサポートしてくれるんです。
- できるだけ長く、油っこいものも甘いものも気にせず思いっきり食べたいですよ。
- カロリー制限も激しい運動も無しで、ダイエットが目指せますね。



表示内容	実際
あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示	本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

⑧ 平成 27 年 2 月 20 日措置命令【住居品】(前記 22 頁参照)

対象商品又は役務：虫よけ商品

表示媒体：商品パッケージ

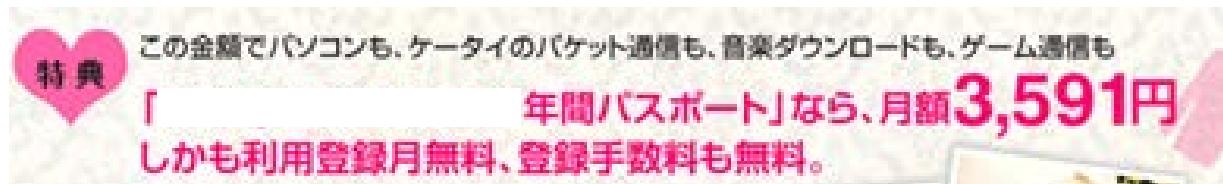


表示
あたかも、対象商品をベランダ等に吊り下げるなどするだけで、表示された範囲、表示された期間にわたり、対象商品から放出される薬剤により、ユスリカ及びチョウバエを寄せ付けないかのように示す表示
実際
本法第 7 条（第 4 条）第 2 項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

### (3) 本法第5条（第4条第1項）第2号に関する違反事例

- ① 平成24年6月7日措置命令【運輸・通信サービス】（前記38頁参照）

対象商品又は役務：モバイルデータ通信サービス  
表示媒体：ウェブサイト



表示内容	実際
あたかも、対象役務を月額3,591円で利用できるかのように表示	月額3,591円は、インターネット接続サービスを併用した場合の料金で、対象役務のみ利用した場合、月額3,853.5円を要するものであった。

② 平成 24 年 10 月 30 日措置命令【土地・建物・設備】(前記 37 頁参照)

対象商品又は役務：住宅用太陽光発電システム

表示媒体：チラシ



表示内容	実際
あたかも、対象商品を設置すると 毎月 27,222 円の利益を得ることができるかのように表示	対象商品を設置することにより 安定的に毎月得ることができる利 益は 27,222 円を大きく下回るもの であった。
あたかも、対象商品を設置した場 合、36 か月間で初期投資費用である 約 98 万円を回収することができる かのように表示	対象商品を設置した場合の初期 投資費用である約 98 万円を回収す るには、約 120 か月の期間を要する ものであった。

③ 平成 25 年 2 月 8 日措置命令【被服品】(前記 19 頁参照)

対象商品又は役務：振袖に袋帯、長襦袢等を組み合わせたセット商品  
をレンタルする役務

表示媒体：カタログ



表示
あたかも、「レンタルセット価格」として記載された金額を支払うことによって写真と同等のコーディネートに係るセット商品がレンタルできるかのように表示
実際
写真と同等のコーディネートに係るセット商品をレンタルするためには、「レンタルセット価格」として記載された金額のほか、相当程度の費用が必要となるものであった。

フルセットご購入価格  
298,000 円（税込）  
レンタルセット価格  
178,000 円（税込）

写真のコーディネートは参考の一例につき、セットの内容と異なる場合がございます。

- ④ 平成 25 年 5 月 29 日措置命令【その他】(前記 44~45 頁参照)  
 対象商品又は役務：歯列矯正に係る役務  
 表示媒体：ウェブサイト



表示内容	実際
あたかも、9歳以下の患者については、矯正治療に係る料金、初診料及び検査診断料として記載された合計 233,000 円の料金並びに管理料として記載された料金を支払うだけで対象役務の提供を受けることができるかのように表示	9歳以下の患者が対象役務の提供を受けるためには、20万円に初診料、検査診断料を加えた合計 233,000 円の料金並びに管理料として記載された料金及び管理料の消費税相当額のほかに、初診料、検査診断料の合計 233,000 円の料金の消費税相当額及び「保定装置」と称する矯正器具に係る料金として 32,650 円の料金を負担することが必要となるものであった。

- ⑤ 平成 26 年 1 月 28 日措置命令【教育サービス】(前記 40~41 頁参照)  
対象商品又は役務：家庭教師派遣に係る役務  
表示媒体：ウェブサイト

## 小学生の方の指導料金

だけのシンプル&安心明瞭な料金（振込制）  
1教科から複数教科対応の毎週1回の月4回のご指導で**12,500円**（税込み13,125円）  
(週2回コース、週3回コースあるいは、隔週コース（月2回）でも大丈夫です。)

## 費用関連の重要事項のご説明

### 1 登録料・運営費 等

当社の場合、登録料、保証金、預り金、管理費、維持費、サポート費、カリキュラム費、運営費、年会費、解約金、違約金等は、一切かかりません。

表示内容	実際
あたかも、対象役務について、毎月の「指導料金」と称する費用以外に一切の費用を支払う必要なく、対象役務の提供を受けることができるかのように表示	対象役務の提供を受けるためには、毎月の「指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、21,000円の「入会金」と称する費用を負担することが必要となるものであった。

⑥ 平成 26 年 7 月 24 日措置命令【食品】(前記 16 頁参照)

対象商品又は役務：牛肉、豚肉及び鶏肉

表示媒体：テレビコマーシャル



表示内容	実際
あたかも、特定日の売出しにおいては、対象商品を通常時の販売価格の半額で販売するかのように表示	特定日の売出しにおいて、対象商品の商品パッケージに記載した価格の多くは、通常時の販売価格が一旦引き上げられたものであって、通常時の販売価格の半額ではなかった。

⑦ 平成 27 年 3 月 13 日措置命令【教養娯楽品】(前記 24 頁参照)

対象商品又は役務：漫画雑誌

表示媒体：対象商品の誌面



表示内容	実際
あたかも、対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数と同数の景品類が提供されるかのように表示	対象商品の誌面上で実施した懸賞企画において、誌面上に記載された当選者数を下回る数の景品類の提供を行っていた。

- ⑧ 平成 27 年 3 月 20 日措置命令【教養・娯楽サービス】(前記 26~27 頁参照)

対象商品又は役務：通信講座に係る役務

表示媒体：ウェブサイト



表示内容	実際
あたかも、当該期間内において対象役務の受講を申し込んだ場合に限り、正規受講料から 1 万円の値引きをするかのように表示	平成 22 年 5 月から平成 26 年 7 月までの間ほとんどの期間において、正規受講料から 1 万円の値引きをするキャンペーンを実施していた。

(4) 本法第5条(第4条第1項)第3号に関する違反事例

① 平成24年9月28日措置命令(原産国)【食品】(前記13頁参照)

対象商品又は役務：天然はちみつ

表示媒体：対象商品を封緘するためのシール



表示内容	実際
あたかも、対象商品の原産国が日本であるかのように表示	対象商品は国内で採蜜された天然はちみつに日本以外の国で採蜜された天然はちみつを混合したものであった。

② 平成 26 年 1 月 21 日措置命令（おとり広告）【食品】（前記 15 頁参考照）

対象商品又は役務：愛知県西尾市一色町産のうなぎ及び同うなぎを用いたうなぎ蒲焼

表示媒体：チラシ



表示内容	実際
あたかも、対象商品を販売することができるかのように表示	愛知県西尾市一色町産のうなぎを仕入れておらず、対象商品の全部について取引に応じることができないものであった。

③ 平成 26 年 11 月 26 日措置命令（おとり広告）【車両・乗り物】（前記 30 頁参照）

対象商品又は役務：中古自動車  
表示媒体：ウェブサイト



表示内容	実際
あたかも、対象商品を販売することができるかのように表示	対象商品については表示をするよりも前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。

## 第4 主なガイドライン一覧

### 1 本法第5条（第4条第1項）第1号関係

- ・ メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について  
(平成26年3月28日消費者庁)

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums\\_5.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf)

### 2 本法第5条（第4条第1項）第2号関係

- ・ 不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第4条第2号の運用基準

（昭和47年2月29日事務局長<sup>3</sup>通達第2号）

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_36.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_36.pdf)

- ・ 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方

（平成12年6月30日公正取引委員会）

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_35.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)

### 3 本法第5条（第4条第1項）第3号関係

#### （1）無果汁の清涼飲料水等についての表示に関するもの

- ・ 「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について  
(昭和48年5月9日事務局長通達第6号)

[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_29.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_29.pdf)

#### （2）商品の原産国に関する不当な表示に関するもの

- ・ 「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について  
(昭和48年10月16日事務局長通達第12号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_26.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_26.pdf)
- ・ 「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則  
(昭和48年12月5日事務局長通達第14号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_27.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_27.pdf)
- ・ 「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則  
(昭和48年12月5日事務局長通達第15号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_28.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_28.pdf)

#### （3）消費者信用の融資費用に関する不当な表示に関するもの

- ・ 「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準  
(昭和55年6月9日事務局長通達第8号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_30.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_30.pdf)

<sup>3</sup> 事務局長とは公正取引委員会に事務総局が設置される平成8年6月14日より前の公正取引委員会事務局長を指す（以下同じ）。

#### (4) 不動産のおとり広告に関する表示に関するもの

- 「不動産のおとり広告に関する表示」等の運用基準  
(昭和 55 年 6 月 9 日事務局長通達第 9 号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_32.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_32.pdf)

#### (5) おとり広告に関する表示に関するもの

- 「おとり広告に関する表示」等の運用基準  
(平成 5 年 4 月 28 日事務局長通達第 6 号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_31.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_31.pdf)

#### (6) 有料老人ホームに関する不当な表示に関するもの

- 「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準  
(平成 16 年 6 月 16 日事務総長<sup>4</sup>通達第 11 号)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_33.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_33.pdf)

### 4 本法第 7 条（第 4 条）第 2 項関係

- 不当景品類及び不当表示防止法第 4 条第 2 項の運用指針  
—不実証広告規制に関する指針—  
(平成 15 年 10 月 28 日公正取引委員会)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_34.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_34.pdf)

### 5 本法第 8 条関係

- 不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方  
(平成 28 年 1 月 29 日消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums_3.pdf)

### 6 上記以外の主なガイドライン

- 比較広告に関する景品表示法上の考え方  
(昭和 62 年 4 月 21 日公正取引委員会事務局)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_37.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_37.pdf)
- 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項  
(平成 14 年 6 月 5 日公正取引委員会)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums\\_38.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_38.pdf)

<sup>4</sup> 事務総長とは、公正取引委員会に事務総局が設置された平成 8 年 6 月 14 日以後の公正取引委員会事務総長を指す。

- ・ インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項  
(平成 23 年 10 月 28 日消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120509premiums\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120509premiums_2.pdf)
- ・ いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について  
(平成 25 年 12 月 24 日消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150113premiums\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150113premiums_3.pdf)

以上